

平成24年第3回防府市議会定例会会議録（その2）

○平成24年6月13日（水曜日）

○議事日程

平成24年6月13日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 防府市議会予算委員会正副委員長の互選の報告
 - 4 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	齊 藤 旭 君	2 番	山 根 祐 二 君
3 番	中 林 堅 造 君	4 番	河 杉 憲 二 君
5 番	松 村 学 君	6 番	土 井 章 君
7 番	弘 中 正 俊 君	8 番	大 田 雄 二 郎 君
9 番	久 保 玄 爾 君	10 番	山 田 耕 治 君
11 番	重 川 恭 年 君	12 番	山 本 久 江 君
13 番	藤 本 和 久 君	14 番	田 中 敏 靖 君
15 番	高 砂 朋 子 君	16 番	今 津 誠 一 君
18 番	山 下 和 明 君	19 番	横 田 和 雄 君
20 番	田 中 健 次 君	21 番	木 村 一 彦 君
22 番	三 原 昭 治 君	23 番	青 木 明 夫 君
25 番	行 重 延 昭 君	26 番	佐 鹿 博 敏 君
27 番	安 藤 二 郎 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	松浦正人君	副	市	長	中村隆君																							
教	育	長	杉山一茂君	代	表	監	査	委	員	中	村	恭	亮	君															
上	下	水	道	事	業	管	理	者	浅	田	道	生	君	総	務	部	長	阿	川	雅	夫	君							
総	務	課	長	末	吉	正	幸	君	財	務	部	長	持	溝	秀	昭	君												
生	活	環	境	部	長	柳	博	之	君	健	康	福	祉	部	長	清	水	敏	男	君									
健	康	福	祉	部	理	事	江	山	浩	子	君	産	業	振	興	部	長	吉	川	祐	司	君							
土	木	都	市	建	設	部	長	金	子	俊	文	君	入	札	検	査	室	長	福	田	一	夫	君						
会	計	管	理	者	亀	重	正	勝	君	教	育	部	長	藤	井	雅	夫	君											
選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	高	橋	光	之	君	監	査	委	員	事	務	局	長	永	田	美	津	生	君
消	防	長	永	田	眞	君	上	下	水	道	局	次	長	大	田	隆	康	君											

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 徳 永 亨 仁 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
執行部については、堀農業委員会事務局長が所用のため欠席する旨の届け出に接しておりますので、御報告申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。7番、弘中議員、8番、大田議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

防府市議会予算委員会正副委員長の互選の報告

○議長（安藤 二郎君） ここで、去る6月8日に予算委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたので、その結果を御報告いたします。

委員長に、行重議員、副委員長に、山田議員。

以上でございます。

一般質問

○議長（安藤 二郎君） それでは、これより質問に入ります。最初は8番、大田議員。

〔8番 大田雄二郎君 登壇〕

○8番（大田雄二郎君） 皆様、おはようございます。明政会の大田雄二郎でございます。

三笠宮家の寛仁親王殿下は6月6日逝去されました。66歳でした。寛仁様は天皇陛下のいとこです。昭和天皇の弟の三笠宮様の長男で、皇位継承順位は第6位でした。ひげの殿下の愛称で親しまれる一方、障害者福祉、がん撲滅運動などに力を尽くされました。がんに伴う手術や治療は1991年以降16回に及びました。お住まいは、東京都港区元赤坂御用地内にあり、寛仁親王邸前では、7日、一般向けの弔問記帳受付が始まりました。山口県内でも県庁1階エントラスホールに記帳所が設置され、私も記帳させていただきました。本日午後5時まで受付です。

寛仁親王殿下の葬儀は、本葬に当たる斂葬の儀があす午前10時から、東京都文京区の豊島岡墓地で営まれます。

三笠宮寛仁親王殿下の安らかな御冥福を心からお祈り申し上げ、深く哀悼の意を表します。

それでは、通告の順に従い、質問させていただきますのでよろしくお願い致します。

最初に、小学校の通学路の緊急安全点検についてお聞きします。

4月に京都府亀岡市で集団登校中の児童らの列に軽乗用車が突っ込み、10人が死傷した事故が起きました。それから1カ月となった5月23日、亀岡市の現場道路で慰霊祭が営まれ、遺族や被害者ら約30人が犠牲者の冥福を祈りました。現場は、歩道と車道との間に歩車道分離の縁石やガードレールがなく、白線が一本あるだけです。亀岡市では、事故後、通学路を迂回ルートに変更し、現場を通る児童の姿は、ほぼない状態です。また現場周辺では、安全対策工事が始まっていますが、亡くなった3人の小学生は戻ってきません。

そこで、文部科学省、国土交通省、警察庁は、5月28日に全公立小学校で、8月末までに通学路で危険な場所を調査する方針を決めたことについて、防府市の対応をお聞きします。

次に、私が議員になる前から華城小学校区の長年の要望事項であり、華城コミュニティ等から要望書が提出されていた華城小学校北側の市道三田尻西浦線の拡幅と信号機設置等については、3年3カ月前に議員として、最初の一般質問でさせていただき、実現できたことは皆様のおかげと感謝しております。しかし、まだ危険な場所がたくさんあります。そこで、華城小学校と桑山中学校の通学路で危険な場所の調査と市道三田尻西浦線等につ

いて、お聞きします。

次に、市道三田尻西浦線の南側に計画されている市道天神前植松線道路改良事業は迂回路になりますので、石が口から伊佐江を通過して、植松の青果市場へ計画されている市道天神前植松線の早期供用開始について、お聞きします。

○議長（安藤 二郎君） 8番、大田議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 小学校の通学路で緊急安全点検についての御質問につきまして、私からは、1番目の文部科学省、国土交通省、警察庁がすべての公立小学校及び公立特別支援学校小学部で、通学路の危険な場所を8月末までに調査する方針を決めたことについてにお答えをいたします。

これは、本年4月以降、登下校中の児童の列に自動車が入り込み、死傷者が発生する事故が相次いだことを受け、「通学路における緊急合同点検等実施要項」に沿って、関係機関の連携による通学路の安全点検及び安全対策を講じるよう、各都道府県教育委員会を通じて、通知を出したものでございます。

防府市教育委員会でも、亀岡市の事故を受け、事故の翌日に児童・生徒の登下校時の安全管理の徹底につきまして、各小・中学校に文書で通知し、防府警察署とも連携をとりまして、通学路の安全点検を指示した結果、小学校2校が通学路を変更し、1校が通学路の変更を検討中でございます。

さらに、今回、このたびの文部科学省の通知を受けまして、再度、通学路の危険箇所の調査を行うこととしております。調査対象は市立の各小・中学校の通学路とし、8月末までに危険箇所の抽出、合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出、対策メニュー案の検討を行います。

実施スケジュールといたしましては、まず今月から各学校で保護者等の協力を得て、通学路の点検を実施し、交通安全、防犯、防災のすべての観点から危険箇所を抽出した後、各学校は抽出した危険箇所について、危険度や合同点検の要否等を整理し、その結果を教育委員会へ報告します。教育委員会は、報告を受けた危険箇所について、学校、道路管理者、警察等の関係者と合同会議を開催し、合同点検の実施方法を調整します。

合同会議の結果を受け、学校、道路管理者、防府警察署等により、合同点検を実施した後、対策必要箇所を抽出し、8月末までに教育委員会に報告します。

その後、教育委員会と学校は対策必要箇所について、道路管理者、防府警察署等と連携し、地元住民との調整を図り、対策案を作成します。

さらに、道路管理者、防府警察署等に対しまして、要望を行った上、連携をとって、計

画的に対策を実施します。

防府市教育委員会といたしましては、これまでも児童・生徒が安全に登校できるよう、各学校から通学路の危険箇所の報告をいただいております、庁内外の関係部署と協議いたしまして、危険箇所の解消に努めているところでございますが、今後も児童・生徒の安全な通学のため、通学路の危険箇所を的確に把握し、速やかに各関係機関と連携をとり、危険箇所の解消を図ってまいります。

なお、2番目、3番目の質問の答弁につきましては、土木都市建設部長にお願いしております。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。

それでは、2番目の華城小学校と桑山中学校の通学路で、危険な場所の調査と市道三田尻西浦線等についてにお答えいたします。

市道三田尻西浦線は、西浦地区、華城地区と市中心部を東西に結ぶ生活道として、また、華城小学校、桑山中学校の通学路としても利用されている重要な役割を持つ路線でございます。しかしながら、道路幅が5メートルから11メートルとさまざまな上に、道路に面して、家屋が連たんし、特に華城小学校前は、本路線の中でも特に狭隘で、車両が離合するには難しい状況にもございまして、通勤、通学などで御利用される皆様方には御不自由をおかけしておりますことを承知しております。そのため、これまで華城地区にお住まいの多くの議員の方々からの御指摘も受けまして、年次計画の中で取り組み、先年、議員さん申されましたように、華城小学校北側交差点の改良を行い、信号機も設置いたしました。

また、平成19年度からは、通学路の安全対策といたしまして、車道と路側の明確化を図るため、路側帯にカラー舗装を実施し、通学路の安全性の確保と交通安全の向上に努めているところでございます。

今後も地元の皆様方に拡幅のための協力をお願いいたしながら、交通安全対策として、待避所設置等の可能性について、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、3番目の市道天神前植松線の早期供用開始についてでございますが、現在、市道天神前植松線は、華園町の市道大藪新田線から西側、市道新橋中関線、華城四辻交差点までの440メートル区間については、供用開始いたしております。また、県道防府停車場向島線から市道大藪新田線までの延長620メートルの区間、供用開始をいたしております区間の東側になりますが、平成26年度末に供用を開始する予定といたしております。

また、残る供用開始区間の西側、市道新橋中関線、華城四辻交差点から市道本橋八河内

線までの延長530メートルの区間につきましても、平成28年度末に供用開始ができるよう努めてまいりたいと考えております。

現計画の総延長1,590メートル区間が供用開始となれば、市道三田尻西浦線の交通量も大幅に減ることが予想され、危険度も軽減されるものと考えております。

なお、市道本橋八河内線から青果市場がございす植松側の県道中関港線までの区間につきましても、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○8番（大田雄二郎君） 前向きな答弁をありがとうございました。

市では、スクールゾーンの歩道部分については、カラー舗装化を進めておられますが、亀岡市の事故現場は、歩道と車道との間に歩車道分離の縁石やガードレールがなく、白線が1本あるだけでした。歩道部分は子どもが安心して通学できるように、縁石やガードレールを設置するなど、歩行者の安全を最優先に考え、事故防止に力を入れていくべきです。

この件について、お聞きします。

○議長（安藤 二郎君） どうぞ。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございす。

ただいま議員さんのほうから再度質問がございましたが、歩道側の安全対策として、路側線もしくは縁石というお尋ねでございす。

私ども防府市といたしましても、既に御説明を差し上げておりますとおり、小学校区、さらには、今後、中学校区まで含めまして、通学路につきましても、カラー舗装を進めております。また、路側線につきましても、市民の方々、またいろんな各方面、機関から、路側線の線の再度の設置をというような御要望にも適宜お答えをしまいいているところでございます。

構造上、縁石を設ける設けないは、それぞれの路線に制限がございすので、努めて、縁石が設けられる路線であれば、対応も検討してまいりたいと思ひますが、前向きに御意見をいただきながら、今後も安全対策に努めてまいりたいと思ひております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○8番（大田雄二郎君） 今、防府市民から要望が多いのは、カラー舗装だけでなく、とにかく、車が、京都府亀岡市のように突っ込んできたときに、歩道部分の通学してる子どもたちに車がぶつからないように、その対策として、縁石や、このガードレール、ある

いはガードパイプをしてほしいということなんです。だから、その一番模範的な例が、先ほど答弁でもありましたし、私もお話しした華城小学校の北側の信号機設置をした所、それから市道の拡幅ですね、していただいた所。それから以前からあった縁石と、それからその上にガードパイプ及びガードレールがあります、華城小学校の北側は。しかも、水路にふたをかけて、子どもたちがより安全になるようにしていると。だから、これは警察庁及び防府警察署等とも安全対策で話を何回もしましたけれども、やっぱり、一番安全なのは、カラー舗装だけじゃないんです。とにかく、車と車道の境には、できる限り縁石をして、ガードレール及びガードパイプで、車が突っ込んできても、歩道部分の子どもたちにぶつからないようにすると。それがあくまでも大原則なんです。国土交通省とも協議しました。私も道路の設計から、すべて専門でやっておりますから、だから、必ず、安全対策には最大限の考慮を入れると。だから、今できてる市道三田尻西浦線の南側にある市道天神前植松線も道路幅は広いし、縁石まではできてますけれども、あれも安全対策でいったら、あと、今言う縁石のほかにガードレールやガードパイプもしてほしいという市民の方もおられるぐらいです。それについて、もう一回、答弁、お願いします。

○議長（安藤 二郎君） どうぞ。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 再度の御質問についてお答えいたします。

御回答は前後いたしますが、現在、整備を進めております市道天神前植松線、これは新規の路線でございますが、御承知かと思いますが、車道と歩道は分離をされております。境界ブロックによって、歩車道は分離をされております。ただ、前段申しました三田尻西浦線ほか市内にございます既存の市道、それぞれに制約がございます。私のほうから、もし議員さんのほうに御回答させていただくとしたら、危険箇所等につきましては、私どものほうで、また現地調査もさせていただきながら、それぞれの箇所について、また対応策の検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○8番（大田雄二郎君） 前向きな答弁をありがとうございました。

今度、歩道部分、全部、防府市内を点検されるときに、ここにおられる防府市議会議員の皆さん、それから市の担当者、一番、この歩道部分、それから市道について、よく知っておられるので、杉山教育長、今度回られるときには、市会議員も、あるいは市の担当者にも、市の担当者には声をかけられるでしょうけど、防府市議会議員にも、それから市長にも声をかけていただいて、できる限り、みんなで見て回りしたいと思います。

それについて、教育長、一言、お願いします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 議員には、常日ごろから、子どもたちの安心・安全な登下校、そうしたことにつきまして、お力添えいただいておりますこと、深く感謝しております。されど、このたびのいわゆる私どもの文部科学省から受けたスケジュールによる点検、さらには、そうしたところへの対応につきましては、その要項に従ってやっておりますので、まずは、点検の際には、学校関係者と保護者、そうした方々の御意見をいただきながらということで、ただ、学校関係者には、現在、コミュニティ・スクールで学校運営協議会を設置しておりますので、そうしたところで、委員の中には、見守り隊に属される人とか、あるいは自治会の方もおられますので、議員の皆様には、また、そうしたメンバーになっておられる方もいらっしゃると思います。そうした方の御指摘をいただいて、そして、それから、さらには、合同点検、あるいは対応になるかと思えます。そのところ御理解をお願いしたらと思います。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○8番（大田雄二郎君） ありがとうございます。

次に、市道三田尻西浦線は、長年、信号機設置と市道側溝のふたがけの要望が出されています。また、石が口から伊佐江を通る市道天神前植松線の信号機設置についても要望が出されており、お聞きします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいまの質問にお答えいたします。

市道三田尻西浦線、信号機の設置要望、確かにございまして、先ほどもお答えいたしましたけども、華城小学校付近の交差点への設置は既に完了をいたしております。

それと、天神前植松線、これにつきましては、新規の計画設置路線でございまして、私ども市が工事を行う中で、いわゆる警察署、並びに公安委員会と協議をしながら、信号機の設置についても調整を進めているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○8番（大田雄二郎君） 前向きな答弁をありがとうございます。

それでは、次に、小・中学校等の耐震化工事等の完成時期について、お聞きします。

国の方針は、平成27年度までのできる限り早い時期に耐震化の完了を目指すとしており、山口県も国の方針どおりにされています。そして、防府市も国の方針どおりにできるように、市と議会と市民が一生懸命努力してきましたが、平成24年4月1日現在で、耐震化率が70.1%であり、耐震化率100%達成予定が平成30年度末という現状です。そこで、右田小学校と桑山中学校の改築・建替工事が平成25年度以降着工、27年

度完成予定について、お聞きします。

次に、国の方針どおりに平成27年度末までに耐震化工事が完成する小・中学校について、お聞きします。

さらに、平成28年度以後、平成30年度末までに耐震化工事が完成する小・中学校についてもお聞きします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） それでは、小・中学校等の耐震化工事等の完成時期についての御質問にお答えいたします。

学校施設の耐震化につきましては、平成19年度に策定しました「防府市立学校施設耐震化推進計画」をこのたび改定し、耐震化完了の目標年度を従前の計画の平成32年度から2年短縮し、平成30年度としたところでございます。耐震化の対象となる建物につきましては全部で127棟あり、このうち耐震性のある建物は平成23年度末において89棟で、耐震化率は70.1%でございます。今後、耐震化の必要な棟数は38棟で、このうち耐震補強工事により27棟、改築工事により11棟を耐震化する計画としております。

さて、右田小学校と桑山中学校の改築工事についてでございますが、右田小学校の改築工事につきましては、小学校敷地が下右田遺跡の区域内にありますので、現在発掘調査を行っており、その調査結果を待って、設計業務に着手することとしております。改築工事については、平成25年度からの2カ年で学校敷地内の南側部分に新校舎を建設し、平成27年度には既設校舎を解体の上、小学校敷地全体の安全性を高める防災関連工事を行う計画としております。

また、桑山中学校の改築につきましては、南校舎と中央の校舎を改築することとしており、設計業務を平成24年度に実施し、改築工事については、平成25年度からの3カ年で2つの校舎を順次建て替える計画としております。

なお、新校舎の建設に当たり、仮設の校舎が必要となる場合もございますので、学校生活になるべく支障を来さないよう、今年度実施いたします設計業務の中で検討することとしております。

次に、平成27年度末までに耐震化工事が完成する小・中学校についての御質問でございますが、平成27年度末までに、右田小学校及び桑山中学校に加えまして、西浦小学校の改築工事が完了する予定です。また、補強工事により耐震化を行う小・中学校14校27棟につきましても平成27年度までに完了する計画となっております。この結果、平成27年度末での耐震化率は96.1%となります。

次に、平成28年度以降に耐震化工事が完成する小・中学校についての御質問でございますが、平成29年度に中関小学校、平成30年度には大道小学校及び勝間小学校の改築工事により耐震化を完了させる計画としております。

本市におきましては、補強による方法だけではなく、改築の方法により耐震化を行う小・中学校が6校で11棟あり、設計から工事終了までの期間が長期にわたることとなりますので、完了目標年度を平成30年度としたところでございます。この「防府市立学校施設耐震化推進計画」につきましては、防府市のホームページに公開しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

今後の学校施設耐震化事業の実施に当たっては、児童・生徒が安全・安心な学校生活を送れるよう、工事の適正な進捗管理と学校関係者との調整を行いながら施設整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○8番（大田雄二郎君） 前向きな答弁をありがとうございました。

耐震化については、国も山口県も平成27年度末を目標に、日本全国、しておりますし、防府市の場合、平成27年度末を目標に頑張ってきてますけれども、残念ながら、平成30年度末までに全部完成するというところで、それについては、今、教育部長、答弁されたように、特に替えかえの場合が一番大変な工事になってきますし、その中でも、先ほどお話しさせていただいた桑山中学校については、南校舎と中校舎を現在位置に改築・建て替えするために、工事中の仮校舎をどこに建てる予定か、お聞きします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 仮設校舎の建設位置につきましては、先ほどもお答えいたしました。これから設計を行いますが、その中で検討してまいりたいというふうに考えております。まだ正式に決定はしておりません。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○8番（大田雄二郎君） ありがとうございます。以前、桑山中学校は南側の校舎等、サッシとかをやりかえたときに、仮校舎で、テニスコートの所に仮校舎を建てて、そのときの桑山中学校の生徒の方は大変だったということで聞いてますので、その辺は、今から検討されるに当たって、十分、桑山中学校の生徒の皆さん、それから校長先生はじめ皆さんのことを考えていただいて、やっていただければと思います。

続きまして、3番目の質問で、野島の活性化について、お聞きします。

野島三田尻航路の新船建造については、6月8日の市長行政報告の中で、本年秋の就航を目指し、関係機関の御協力をいただきながら、全力で取り組んでまいりますと言われました。そして、国土交通省から、新船建造の条件として、野島の活性化について言われたと聞いています。そこで、茜島シーサイドスクール事業の継続と保護者負担軽減のため、渡船通学にかかわる費用の無料化についてお聞きします。

昨年3月1日に、防府市立小・中学校教育検討委員会から防府市教育委員会教育長あてに出された学校の通学区域の弾力化及び特認校生に関する提言の中で、「茜島シーサイドスクール事業については、その事業の意義や目標を基本に、これまでの本事業の経緯や現状、課題を踏まえながら、今後の本事業のあり方について総合的な観点から検討してまいりました」と。そういうふうな提言書の内容になってますし、それから茜島シーサイドスクール事業に関することと、それについて、「茜島シーサイドスクール事業については、野島在住の生徒が野島中学校を卒業した時点で、一たん、区切りをつけることが望ましい」と、そういう提言になっています。

附帯事項として、1番目、茜島シーサイドスクール事業に一たん区切りをつける場合は、島外から通学している児童・生徒に十分配慮すること。2番目として、事業に一たん区切りをつけた後も、野島の自然や教育風土を生かす視点から、野島における新しい事業展開について検討を行うこと。

なお、新たな事業の検討に当たっては、野島振興担当部局と十分協議を行うなど、総合的な視点から検討することを期待する。

3番目として、茜島シーサイドスクール事業は、教育的に大きな意義があったことから、事業の成果等を十分に検証し、今後の本市の教育施策に活用することと。

そして、同じく平成23年3月1日に防府市立小・中学校教育検討委員会の第一部会長佐々木司さんから防府市立小・中学校教育検討委員会の委員長相原次男様に出された第一部会報告書の中でも、同じく、茜島シーサイドスクール事業に関することの検討結果、それから附帯事項については、全く同じ内容です。

その理由として、

「茜島シーサイドスクール事業は、野島の豊かな自然、心温まる教育風土に恵まれた環境の中で、生き生きと学び、さまざまな体験をすることにより、児童・生徒の心身の成長を図るとともに、心豊かに生きる力を養うことを目的として、通学区域に関係なく、市内のどこからも、野島小・中学校について、就学を認める小規模特任制度として、平成13年度から開始されたものである。現在までの10年間に累計67名の児童・生徒が本事業により、野島小・中学校に就学学校の変更をしており、着実に成果を上げている。現在、野

島小・中学校には、小学校4名、中学校6名の児童・生徒が在籍している。そのうち本事業により就学学校の変更を行い、就学している児童・生徒は小学校4名、中学校3名の計7名である。野島在住の生徒は中学校1年、2年、3年に1名ずつ各3名在籍している。しかし、今後、野島在住の新規就学予定児はなく、このまま年度が経過すれば、平成25年度には小・中学校ともに野島在住の児童・生徒が就学していない状況となり、小規模特認校制度が成立しなくなる。また本事業では、茜島シーサイドスクールを支援する会の方々による御支援により、天候等の理由から渡船が欠航した場合には、民泊をさせていただいている。しかし、高齢化が進んでおり、渡船欠航時の宿泊先の提供については難しくなっている状況である。これらのことから、本事業は教育的に大きな成果を上げてきたが、野島在住の生徒が野島中学校を卒業した時点で、一たん区切りをつけることが望ましいと考える。

なお、一たん区切りをつける場合は、島外から通学している児童・生徒に十分配慮する必要がある。また、本事業に一たん区切りをつけた後、野島の自然と人材を生かした特色ある体験活動の実施については検討することも可能であると考えられる。さらに、本事業は教育的に大きな意義があったことから、成果等を十分に検証し、今後の本市の教育施策に活用する必要がある」

これが防府市立小・中学校教育検討委員会第一部会の内容です。部会長が山口大学教育学部教育制度研究室准教授の佐々木司委員。それから山口県立大学国際文化学研究科教授の相原次男委員、それからあとは校長先生になっております。

また、防府市立小・中学校教育検討委員会委員として、委員長は相原次男委員。そして学識経験を有する者は、今の相原次男先生、佐々木司先生、そして、前防府市教育委員会教育長の清水玲持生が委員になっておられました。

次に、野島海水浴場に日陰設置と設備整備についてお聞きします。

海水浴場の監視員が救助するための救命用として、手こぎボートを備えてほしいという強い要望があります。また、日よけ施設についても、日陰を設置してほしいとの強い要望もあります。

以上について、お聞きします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、野島の活性化についての御質問のうち教育に関するところを除いた部分での答弁をさせていただきます。

野島海水浴場における日陰設置と設備整備についての御質問でございましたが、野島海

水浴場におきましては、平成12年度から13年度にかけて、休憩棟、炊飯棟、シャワー棟、トイレ棟を各1棟と2基のパーゴラを整備し、海水浴をはじめとするレジャーのために御利用いただいているところでございます。

これらの施設のうちパーゴラにつきましては、現地の風の強さや、下地が砂地であるため、藤の育ちが悪く、議員御指摘のとおり、十分な日よけとなっておりませんことは、私も確認をいたしております。また、休憩棟につきましては、休憩はもちろんのこと、日よけにも使っていただいておりますが、野島航路の発着時刻に合わせて、込み合う傾向がございまして、グループが多い場合、御利用できない方が出てくることもある状況でございます。

今後、利用される皆様の利便性を高め、野島海水浴場の海水浴客が増えていくよう、パーゴラの利用方法をはじめ、海水浴場全体としての簡易な日陰づくりの方法につきまして、海水浴場の管理をお願いいたします地元自治会の方々や、市の担当部局とで協議をして、検討してまいりたいと存じます。

次に、ボートの配備についての御質問がございましたが、現在、市では、海水浴場の開設に当たり、救護員の配置と救護所の開設、サメ監視員の配置とサメ防護ネットの設置などを行っておりますが、ライフセーバーの配置や救命用ボートの配備は行っておりません。

また、野島海水浴場の管理につきましては、7月中旬から8月中旬までの土日、祝日のみ行っているところでございます。

こうした中、野島の海水浴場は富海と違って、急に深くなっている箇所がありまして、また、海流もあるという特性がありますことから、サメ監視員が御自分のゴムボートを使って、遊泳者の安全に注意を払っているという実態がございまして。

したがって、実態を踏まえ、御提案のありましたボートの配備につきまして、地元自治会と協議したいと考えております。

先ほども申し上げましたように、教育に関する御質問につきましては、教育長より答弁いただきます。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 野島の活性化についての御質問の茜島シーサイドスクール事業の継続について、お答えいたします。

茜島シーサイドスクール事業は、野島の豊かな自然と心温まる教育風土に恵まれた環境の中で、生き生きと学び、さまざまな体験活動をすることによって、児童・生徒の心身の成長を図るとともに、心豊かに生きる力を培うことを目的といたしまして、その当時の教

育長の強い思いもございまして、平成13年度から実施してまいりました。これまでに76名の児童・生徒が就学学校の変更を行って、島外から野島小・中学校に通学し、着実に成果を上げてきております。少人数の中で豊かな体験活動を通して学ぶことができる本事業は、教育的に大きな意義があり、教育委員会といたしましても、これからも大切にしていきたいと考えております。

しかし、現在、茜島シーサイドスクール事業によって、島外から通学している児童・生徒は7名で、野島在住の生徒は中学3年生1名のみでございまして、来年3月には、この生徒が中学校を卒業しますので、平成25年度、新年度からは、野島小・中学校に野島在住の児童・生徒は在籍しない状態になります。

このような状況を踏まえまして、「防府市立小・中学校教育検討委員会」において、平成21年度と平成22年度の2年間にわたり、学校の通学区域の弾力化及び特認校制について検討がされました。

ここで、特認校制について説明いたしますと、学校はそれぞれ通学区域が決まっておりますが、現在の野島小・中学校のように通学区域を指定せず、市内のどこからでも通学することができる制度のことを特認校制と申しております。この特認校制に基づきまして実施している茜島シーサイドスクール事業については、平成25年度から、野島小・中学校に野島在住の児童・生徒が在籍しなくなるため、一たん区切りをつけることが望ましいという提言を昨年の平成23年3月にいただいております。

教育委員会といたしましては、これまで本事業によって得られた成果等を引き続き検証しながら、今後、本事業のあり方について、さらに検討してまいります。そういう所存、考えでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○8番（大田雄二郎君） 先ほどの質問事項の中で、私、茜島シーサイドスクール事業の継続と保護者負担軽減のため、渡船通学にかかわる費用の無料化についてお聞きしますというふうに質問しております。それについて、答弁をお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 先ほどの渡船についての御質問でございます。申しわけございません。渡船通学に係る費用の無料化についての御質問にお答えします。

この渡船通学無料化についてでございますが、受益者負担という考えもあります中で、現在、防府市立野島小・中学校の児童・生徒通学費補助金交付要綱により、渡船通学料の半額を補助しておりますので、現在の補助率を維持してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○8番（大田雄二郎君） ありがとうございます。現在の半額をできれば無料にしてほしいという要望がありますので、お伝えしておきます。

次に、再質問として、野島の活性化と茜島シーサイドスクール事業の継続は同じことであり、茜島シーサイドスクール事業実施要綱第3条の対象学年及び定員を現在の小学3年生以上、中学校は全学年というのを小学1年生から中学3年生までに広げること。そして、定員は小・中学校合わせて10名というのを、市内小学校17校、中学校11校、合計28校で定員28人に増加すること。また、市と県で協力してやってほしいと、野島連合自治会長と野島の皆さんが要望されている件について、市長にお聞きします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） まず、議員が冒頭申されました野島の活性化と野島の茜島シーサイドスクールによる学校運営というものが一体的なものであるという御指摘については、私も同感の気持ちが強うございます。と申しますのは、野島の高齢化がどんどん進み、また、住まわれている方々も随分減ってきておられる中で、野島のお住まいの方々に元気と活力と喜びを与えてくれているのが、そこに渡船通学して元気に通っている子どもたちであるということを私も認識いたしております。そういう認識の中で、私は、いい方法はないだろうか。平成23年の3月に御提言をいただいておりますが、教育委員会あるいは県教委とも御相談を折々にさせてもいただいているさなかでございまして、さてさて、定員を市内の小学校の総数と中学校の総数を全部足して、そこから各1名ずつが配備されて、計28人であるというようなことにつきましては、私が言及すべきところではないと、このように私は考えております。そういうお考えがあるということは、お考えがあるということで、一つのお考えとして拝聴させていただきました。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○8番（大田雄二郎君） 前向きな答弁をありがとうございました。

次に、先ほど質問させていただいた野島海水浴場の監視員が救助するための救命用として、手こぎボートを備えてほしいという要望は、野島連合自治会長と野島の皆さんが要望されていることですし、先ほど答弁のありましたサメ監視員がゴムボートでサメのほうを見られると、そういうことだけじゃなくて、野島の海水浴場に来られた、野島の活性化のために来られた海水浴に来られた方、あるいは魚釣り等で野島に来られる方もありますけれども、その方のために、ぜひとも、野島海水浴場に手こぎボートを備えてほしいと、野

島連合自治会長、私と1対1の話で言われましたし、野島の皆さんも言われました。だから、ぜひとも、この手こぎボートは、中古のいわゆるプラスチックの分でもいいから、とにかくあそこへ備えてほしいと。海水浴のある土曜日、日曜日ですね。それについて、再度、市長にお聞きします。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 市長にということでしたが、産業振興部のほうでお答えをさせていただきます。

先ほど市長が答弁いたしましたように、ちょっと市長が答弁した趣とは異なるかもしれませんが、救急救命用のボートとして備えるということは、これまでのところ、市としては考えておりません。どういうふうに申し上げたらよろしいんですかね、海水浴につきましては、基本的には、これはきつい言い方になりますが、自己責任で泳いでいただいていると。ライフセーバーを置いていないというのがほとんどの海水浴場の実態でございます。防府市といたしましても、その点については、変わりはありません。ただ、先ほど申し上げましたように、野島の場合は、海の深さがですね、島でございますので、比較的、急に深くなっている。それからいわゆる島でございますので、海流等があるということで、多少の危険が本土に比べるとあるというふうには認識しております。サメの監視のためのボートという形にはなりますけれども、その配備につきましては、答弁いたしましたとおり、検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○8番（大田雄二郎君） 今、部長、答弁されましたけど、野島に行って、野島の連合自治会長と、野島の皆さんと話をしてみてください。サメの監視員は、サメよけネットを張るから、もうサメの監視員は要らないけれども、このボートで、人が泳ぎに来られて、万一のときには、ボートで助けに行かないと、人間が助けに行ったら、しがみついてきて、助けに行った人もおぼれてしまう。特に野島はサメよけネットのあたりでも、かなり深くなってきた。だから、富海のような遠浅の浅い海水浴場とは違うから、ぜひとも、この手こぎボートは備えてほしいと、野島の方皆さんが言われてるんですから、部長、今、その答弁したんなら、野島に行ってください。いつでも野島の連合自治会長と野島の人と私も行きます。それが野島の人、皆さんの希望です。

では、最後、時間あんまりなくなりましたので、4番目の質問をさせていただきます。

4番目の質問として、スポーツセンタープールは、屋内温水プールについてお聞きします。

3月議会では、新年度予算のプール建設事業に関する附帯決議をしました。屋内温水プールも含めて検討すること、プール施設整備検討委員会、庁内検討委員会等の協議内容を議会に報告すること、今後の事業実施に当たっては、議会との合意形成を得ることを旨とする決議を賛成多数で可決しました。最新の公設プール調査を市で、ことし4月に実施したところ、日本国内では次のとおりです。

最新のプール27カ所のうち屋内温水プールが大部分であり、24カ所で88.9%。屋内・屋外併設プールが2カ所で7.4%。屋外プールが1カ所で3.7%という状況です。したがって、現在、日本国内にある最新プールは屋内温水プールが大部分であり、主流です。

そこで、スポーツセンタープールは平成26年完成予定であり、屋内温水プールが主流ということについて、お聞きします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 答弁に先立ちまして、昨年、プールを閉鎖したことによりまして、市民の皆様にお不便をおかけいたしましたことにつきまして、重ねておわび申し上げます。

昨年度は代替措置といたしまして、スポーツセンター野球場東側広場において、幼児用の簡易プールを設置し、ジャブジャブランドを設置するとともに、民間のプール事業者の御協力をいただき、屋内プールを開放していただき、多くの市民の皆様にお好評をいただきました。本年度につきましても、引き続き代替事業を実施してまいります。本年度から、より多くの市民の皆様にお利用していただくため、ジャブジャブランドの開設期間を延ばすとともに、屋内プールを開放していただくプール事業者を1者から2者とし、開放日数を増やす予定にいたしております。ぜひ、御利用いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、御質問にお答えいたします。

新しいプール施設における基本構想を策定するに当たりまして、有識者や各関係団体等の御意見をいただくため、防府市プール施設整備検討委員会を昨年7月に設置いたしました。この委員会は、設置後、5回の会議を開催され、本年3月30日に、委員長から各委員の御意見を集約した新しいプール施設についての提言書をいただいているところでございます。この提言書は、新しいプール施設の方向性を取りまとめられたものでございまして、1として、新しいプールの必要性、2として、建設位置、3として、プールの形態、4として、プールの種類、5として、その他に分けて、提言がなされておりました。このうちプールの形態につきましては、協議の中で屋内プールとの意見もあったが、新しい

プールについては、建設費、規模、種類、維持管理経費、並びに利用者負担を勘案し、屋外プールとすることが望ましいとされております。

この提言書を受けまして、庁内委員からなる防府市体育施設整備計画等検討委員会を4月から2回開催し、現在、基本構想の策定作業を進めておりまして、その経過につきましては、教育民生委員会の所管事務調査において、御報告させていただいているところでございます。

最近の公共プールの建設は屋内プールが主流とのことではございますが、厳しい財政状況を考慮され、屋外プールの建設の準備を進められている自治体もでございます。本市におきましても、中長期の財政状況を十分勘案する必要があると考えますし、さらに、公共でプールを建設する上では、市内に2者ある民間のプール事業者への影響なども慎重に検討する必要があると考えております。

いずれにいたしましても、新しいプール施設の建設につきましては、提言書の内容を十分尊重するとともに、屋外プール、屋内温水プール等の比較につきましても、庁内の検討委員会で検討を行い、7月末までには、新しいプール施設の基本構想を策定してまいりたいと考えております。

なお、基本構想の策定経過につきましては、引き続き御報告させていただきますので、御理解のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○8番（大田雄二郎君） 前向きな答弁をありがとうございました。

残りもう1分となりましたので、今、市長がおっしゃいましたように、7月、今、6月ですから、あと1カ月で7月には、このプールの基本構想ができる。だから、屋内温水プールにするか、屋外プールにするか、その辺について、市民の意見は、屋内温水プールを希望される市民が多いし、議会も教育民生委員会も屋内温水プールを希望という声が多いので、ぜひとも、その辺を考えて、一緒に検討していかしていただければと思います。

それでは、これで一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、8番、大田議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、10番、山田議員。

〔10番 山田 耕治君 登壇〕

○10番（山田 耕治君） おはようございます。会派「絆」の山田耕治でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

初めに、職員のメンタルヘルス対策について、お尋ねいたします。

メンタルヘルスとは、皆さんも御承知のとおり、一般的には心の健康ですが、心の健康づくりでは体の健康づくりと同様に予防や治療だけでなく、その健康を高めて、よりよい状態をつくることが重要だと言われています。

ストレス社会と言われる昨今では、過剰なストレスなどが原因で、うつ、躁状態などのメンタルヘルス不調となる人が年々増加しており、社会経済生産性本部の調査では、企業の6割でメンタル不調者が増加傾向と回答しております。脳及び心の機能的、器質的障害によって引き起こる症状をメンタルヘルス不調といい、職場で見られる主なケースとしては、抑うつ気分、落ち込み、意欲減退、思考力低下、集中力低下、食欲不振、または過食、不眠、物事への興味・関心がなくなるような状態のうつ状態のものは、風邪のようにだれでも起こり得る症状であり、心の不健康な状態の大半に症状が認められます。

躁状態の者は、気分が異常かつ持続的に高揚し、開放的、または怒りっぽく、いつもとは違った状況で、職業的機能や、社会活動、他者との人間関係に著しい障害を起こす状態を言います。

また、神経症は心理的な原因によって起こる心身の機能障害のことで、症状には、心臓神経症、胃腸神経症などのように、身体的な不安を主とするものや、対人恐怖症、場面恐怖症などのように、社会的な場面での緊張不安を主とするもの、強迫観念を主とするものなど、さまざまな形がありますが、共通した特徴は、強い不安と緊張した躁でございます。また、飲酒など、アルコールの摂取によって得られる精神的、肉体的な作用に強くとらわれ、みずからの意思で飲酒行動をコントロールできなくなり、強迫的に飲酒行為を繰り返す状態のアルコール依存症もメンタルヘルス不調の原因の一つと言われています。

最近では、法規でメンタルに関する事項が記載されるなど、厚生労働省は労働者の心の健康の保持・増進のための指針に基づき、職場におけるメンタルヘルス対策を推進し、国を挙げての対策も進み、今やメンタル対策は個人の問題のみならず、企業の社会的責任という側面においても重要視されています。

私もことしの3月に、多様化するメンタル不調への理解を深め、適切な対応法を学ぶということで、メンタルヘルスの研修会に参加させていただき、このメンタルヘルス対策の重要性について、再認識をした次第でございます。企業ではもちろんですが、自治体でも同様で、最近はこの問題を大きく取り上げてきてはいますが、対策がおくれているとも聞きます。自治体職員は上司の要望もそうですが、常に住民の目を意識しながら仕事を進めることもストレスの要因となるでしょう。

ある財団が毎年メンタルヘルスに関する調査を行っています。自治体職員を対象にしたアンケート調査で例を挙げますと、ここ3年間で心の病が増加しているかという問いには、

増加傾向という回答が5割近くに上る。職員数の多い自治体ほどその傾向が強く、1,000名以上の自治体では64.7%、3,000名以上では78.6%に及ぶそうです。今後の傾向についても、42.1%が今後も増加する。減少するとの回答は、わずか1.8%だったそうです。また、現在休職者がいるかという問いに、自治体は53.4%、3,000名以上の自治体だけなら100%の回答率だそうです。

そこで質問ですが、1つ目に、庁内の職員を対象に、このようなアンケート調査を行ったことがあるのか、2つ目は、防府市の一般職員を対象としたメンタルヘルス教育、研修会の状況は、3つ目に、専門職などによるメンタルヘルス相談窓口体制は、最後に、防府市の健康管理計画を策定すべきと考えるが、いかがか。防府市も総務費の予算の中で、職員研修業務でメンタルヘルス研修も組まれています。研修内容も含め執行部の御所見をお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 10番、山田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、仕事の上で、不安や悩み、ストレスを感じる勤労者が増えてきており、本市の職員も例外ではございません。そのため、職員の心の健康の問題は個人だけの問題ではなく、組織運営上の大変重要な課題と認識しておりまして、事業主の責務として、職員の心の健康づくりに取り組んでいるところでございます。

まず、1点目の市の職員を対象としたアンケート調査の実施についてのお尋ねでしたが、メンタルヘルスに関するアンケート調査を有効に利用するためには、ある程度の個人情報が必要となりますので、個人情報保護への配慮から難しい面がございまして、現在のところ、実施に至っておりません。後ほど、詳しく申し述べますが、相談体制を充実させ、実態を把握することに努めているところでございます。

それに加え、アンケート調査ではございませんが、職員のメンタルヘルスケアの一環として、ストレス度自己チェック法や、ストレス診断テスト、アルコール依存度テストチェック等、各種チェックシートを常備し、各職員が自己診断を行い、病気の予防や早期発見ができるようにしているところでございます。

次に、2点目の一般職員を対象としたメンタルヘルス教育研修会の状況についてのお尋ねでしたが、職員自身がメンタルヘルスに対する正しい認識とストレスコントロール能力を身につけるために、一般職員を対象に、セルフケア研修を職務階層ごとに順次実施しておりまして、平成20年度から23年度までに、述べ403人が受講しております。平成24年度は約120人が受講する予定となっております。

また、各職場ごとに課長補佐をメンタルヘルスリーダーとして選任し、所属長とともに職員の健康状態を把握し、場合によっては、専門職への橋渡しをするなどの重要な役割を担ってもらっております。メンタルヘルスリーダーには、その役割を正しく認識し、問題発生時の対応方法を身につけてもらうためのラインケア研修を実施しております。平成21年度から平成23年度までに、延べ125人が受講しております。平成24年度も既に1回開催し、37人が受講しております。

さらに、メンタルヘルスの啓発を図るため、年4回、「ハート通信」と称するメンタルヘルスに関する情報紙の発行を行っております。

次に、3点目の専門職などによるメンタルヘルス相談窓口体制についてのお尋ねでしたが、産業医、メンタルヘルス相談医、衛生管理者、職員総合相談員を産業保健スタッフと位置づけまして、本市のメンタルヘルス相談体制の中心的役割を担っていただいております。

産業医は、毎月第3火曜日に主として健康相談を行っております。メンタルヘルス相談医は専門医に委嘱し、産業医では対応できない専門的な見地から、必要に応じて相談を行っていただけるようにしております。衛生管理者は、毎週月曜日に定期的に健康相談を行っております。また職員総合相談員につきましては、平成21年度から専任の保健師を委嘱し、毎週月曜日と水曜日に定期的に相談を行っております。相談対象者は、退職者、療養休暇中の者など、実際に治療中の者や、上司から気になる職員として報告があった者、新入職員や、昇任直後の新任係長など、環境の変化や、職責の変化により、ストレスが大きくかかる職員などがございます。実績といたしましては、延べ人数で、平成21年度が131人、平成22年度が222人、平成23年度には241人となっております。

最後に、4点目の市の健康管理計画の策定についてのお尋ねでしたが、冒頭で申し上げましたように、職員のメンタルヘルスケアにつきましては、組織運営上の大変重要な課題であると認識しております。議員の説明にもございました厚生労働省が示した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、平成21年7月に「防府市職員心の健康づくり計画」を策定しております。この計画に基づき、職員の心の健康保持と健康増進、心の病気の早期発見と早期対応、心の病気にかかった場合の職場復帰に向けた支援、職場復帰後の再発防止に努めているところでございます。

また、私は、この14年間、折に触れ、職員には、市役所は地方自治業務という、その特殊性ゆえ、一般企業に比べ、閉鎖的になりがちであり、そうであるからこそ、みずから積極的に外の世界に目を向け、交流を深め、また常日ごろから、良書、佳書に触れるなど、常に自己研さんに励み、みずからモチベーションを高めていく努力を惜しんではなら

ないと申してまいりました。そうすることが気持ちを前向きにし、心の状態を良好に保つことにもつながるものと確信いたしております。

以上、るる申し上げてまいりましたが、職員のメンタルヘルスケアを推進することは、職員やその家族にとって大変重要であるとともに、質の高い市民サービスを維持、向上させていく観点からも極めて重要でありますことから、「職員心の健康づくり計画」に基づく事業内容を衛生委員会等で協議しながら、今後もメンタルヘルスケアの各事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。職員の皆さんのケアを、今の答弁から言いますと、しっかり考えていらっしゃるということで、若干安心いたしました。

先月、東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県、岩手県へ会派行政視察にも行きましたが、早急な復旧復興のために尽力している職員さんの姿に、本当に頭の下がる思いでございました。また、大切な家族が、仲間が行方不明のまま、その土地を離れることができない。そこで頑張ろうとしている。そんな現地の人たちと接する中で、もし、自分がその立場にあったらと、自分に問いかける場面も多々ありました。同じ日本人として、真剣に考え、行動してあげないといけないと、心から思った次第でございます。そのような中、私が感じたのは、やはり、職員さんの頑張りでございました。自分の家族のこともあるでしょうが、本当に市のこと、住民の皆さんのことを優先し、尽力されておられました。もちろん防府市の市役所の皆さんも同じと思います。防府市も豪雨災害に見舞われたまちです。職員さんの対応には感謝している市民の皆さんはたくさんいらっしゃると思います。だからこそ、職員さんへの気配りも絶対に忘れてはいけないことだと思います。

今回の東北大震災の影響で病気休暇を取得した職員さんが増加傾向にあり、その要因は震災に伴う業務量の増加や、仕事へのストレスから体調不良となると、ネット上でも記載されておりました。また、震災での直接的な原因でうつ病を訴える職員も数名いたとのこと。被災された現地では、職員の多くが自分も被災対象となっただけの震災関連業務の対応でございます。日ごろの業務と少し異なることから、過労やストレス障害も増えてくるのでしょう。

そこでお尋ねいたします。防府市も豪雨災害に見舞われたまちでございます。当時、そのようなことはなかったのか。病気休暇が増えたとか、また、行政として、どのような職員への気配りをされたのか、そのときの支援体制があったのか、教えていただけますか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 防府市が受けました平成21年の豪雨災害時に体の不調等、あるいは心身の不調等を訴えた職員がどのぐらいいたかということの御質問だと思います。確かに、豪雨災害の後、心身の不調を訴えた職員もおりまして、病気休暇、先ほどおっしゃいました、市役所では療養休暇でございますけれども、それをとった職員がおったことは事実でございます。そして、これに対する対応といたしましては、先ほど市長の答弁の中でも申し上げましたが、その当初、ちょうど平成21年度に職員総合相談員というものを設けたところでございまして、早速、この保健師の方が、これ市役所職員OBでございますが、大変、機能といたしますか、よく働いていただいたと思っております。先ほど市長も申しました「ハート通信」、そういったものを早速考案されまして、その中で、心身の不調があった場合には、例えば、公の相談窓口等々、電話相談とかございますので、そういったところに御相談してください。あるいは、チェックシート等もお配りしながら、そういった相談にも対応していきますというような行動を起こしていただいたところでございます。

また実際に、現場の最前線で当たりました、特に消防職員でございますが、この消防の現場におきましては、現場といたしますか、その部署には、直接、今の職員総合相談員が出向きまして、実際に個別に相談を受けたり、そういったメンタルヘルスのケアについて尽力もしていただいたところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。被災地の石巻さんの職員さんともお話をさせていただきました。もちろん研修や、独自でつくったアンケート等、面談も実施してるとのことで、効果も上がってきているとのこと。この件は後から質問させていただきますが、庁内の中で、職員の異動もですね、私個人での感覚で大変申しわけございませんが、要は、公務員の部署の異動がですね、やはり、一般企業に比べると頻繁にあると感じております。もちろん人材育成の観点と市民の皆様への幅広いサービスという点から仕方ないのかもしれませんが、環境が変わるといことでのストレスも多いのではないかと思います。また、せっかく人間関係が構築された中での異動となると、かえって、業務効率が低下するのではないかと危惧いたします。その辺の配慮をどのようにされているのか。また、先ほどアンケート調査の件で、個人情報保護への配慮が難しいというお話もありましたが、個人の意見や職場への引き継ぎがどのようにされているのか、わかる範囲で結構でございます。教えていただけますか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 職員の職場の異動に関しましては、本市では、おおむね

3年から5年をめどに職員の異動を行っているところでございます。その理由には、今、議員のほうもおっしゃいましたように、本人をスキルアップすること、また、職場の活性化を図るというような面もあるわけでございますが、そうした中で、精神的な面につきましても、十分カバーしているところでございます。これの異動に当たりましては、おおむね3年程度を経過した職員——2年からできるんですけども、職員からは、異動希望、こういったものもとっているところでございます。そうした中で、私もその中身を拝見させていただく中で、いろいろ精神的なことを訴えていらっしゃる内容もでございます。そういったことにつきましては、人事担当当局のほうで個別にお話を聞いたりといったようなこともしておりますし、実際の異動におきましても、そういった職員については、特別な配慮といえますか、アフターフォローも含めてですけども、注意を払っているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。憲法での規定では、すべての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと、15条でもうたっております。一般企業での職員と若干異なるかもしれませんが、同じ人間でございます。同じようにストレスも感じます。徹底した配慮、気配りをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、メンタルヘルス教育、研修での再質問をさせていただきますが、今回の予算の中で、職員の研修で約1,100万円ぐらいだったと思いますが、予算も組んでおられます。多分、この中での計画でメンタルヘルス研修も含まれているとお聞きした記憶がありますが、先ほど言われたメンタルセルフケア、メンタルラインケア研修で、たしか、新人が二十日、10年ぐらいの主任、通信教育では課長補佐研修等々と、私も走り書きのメモをとっておりましたので、お話ししましたが、若干異なるかもしれません。先ほど一般職員を対象に、メンタルヘルスケア研修を平成20年度から23年度で延べ403人の方が受講され、平成24年度では、約120名の方が受講される予定となっているとの答弁でございました。また、メンタルラインケアの方も平成21年度から平成23年度までで、24年度も含めると、162人受講されるということになります。メンタルヘルスリーダーとして選任し、所属長と専門医への橋渡しをするという御説明でしたが、実際の相談件数が、平成21年度が131人、22年度が222人、23年度が241人ですかね、御相談があったということでございますが、これで、例えば結果的にどうなったのか、事例がもしございましたら教えていただけますか。橋渡しをして、御相談のところで、解決の中で、話せる事例がありましたら、ちょっと教えていただきたいんですが。——ありませんか。なければいいですよ。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 解決に至ったものというような事例については、ちょっと御紹介できるような例はないと思いますが、先ほど、災害時の病気休暇等々で、しっかり、病気休暇の後に、元気に復帰してくれた職員もおりますので、そういったところで、一つの成果にはつながっていったのかなというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） 相談窓口となる一番近いメンタルヘルスリーダーの方や、所属長のところは、そういうところはやっぱり、個人の名前を出す必要はありませんが、しっかり情報共有をしていって、次の対応に尽力していただきたいというふうに思います。

先ほど、石巻さんの話に戻りますが、石巻さんは、もちろん以前からメンタルヘルス研修も行っておりました。被災後、3月11日に震災があったわけですけど、その3月の終わりには管理職を対象にストレスケアも数回実施されておりました。また、全職員を対象とした健康調査、個別面談も実施されています。私は個別面談では、管理職の方が行われるのですかとお尋ねいたしましたら、市の職員で産業医の先生や、東北大学の臨床心理学の先生が対応されたとのことでございました。

精神的な病は奥が深く、専門医へのつながりをこの時点ですね、この面談する時点で、職員の方がお話ができたというのは、大変ええことだったんだろうなというふうに、電話で話す中で思った次第でございます。

産業医との連携も、先ほどお話の中にありましたんで、そこも、しっかり連絡を密にとっていただいて、協力体制をしっかりとっていただきたいということを御要望しておきます。

ちょっと、若干、視点がずれるかもしれませんが、定年を迎える前に庁内を退職される方も増えてきているように、予算書を見れば思うんですけど、一身上の個々の都合で片づけるのか、しっかりと対応した上でのことだと思いますので、余り中身のほうは突っ込みませんが、過去5年間で早期退職された方がどれくらいいらっしゃるのか、これだけは教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 定年前の早期退職者のお尋ねでございますが、その前に、先ほど所属長なり、メンタルヘルスリーダーから、産業医さんとか、衛生管理者、あるいはメンタルヘルス医師ですね、そういったところに橋渡しをしたものは、全体で40件余りはございます。毎年毎年、衛生委員会の中でしっかり協議をして、ラインケア、スタッフケア、あるいは産業スタッフケアという形の中で取り組んでおりますので、御理解を賜

りたいと思います。

それと、自己都合あるいは定年前早期退職者数でございますが、過去5年間ということで、平成19年度、これは7名、20年度も同じく7名、それから平成21年度が10名、22年度が11名、23年度が12名、こういった状況でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。企業では愛社精神と言いますが、その方たちが実際に——一身上の都合だと思いますんで、どういう表現をしたらいいのか、よくわかりませんが、多分入社したときは、自分が早期退職するとは思って入社した方はいられなかったと思います。そうでないと私も思いますが、実際にですね、本当に、入社して、最後の定年まで、しっかり迎えらる、そういう体制がやっぱり必要なのかなって。若干多いような気もするんですが、これは個人の思いもありましょし、ここでどうのこの言うことはできませんが、その辺もしっかり配慮していただきたいというふうに思います。

現在、厚生労働省のホームページでも紹介されていますが、媒体を使って、要は、パソコンやネットワークを利用して教育するeラーニングというものがございます。もちろんコンプライアンスや、情報セキュリティの教育もございますが、メンタルヘルスの基礎知識や対処方法などの教育もございます。もちろんキャリアステージに応じた教育プログラムになっていることは、既にご存じとは思いますが、ぜひ、参考にしていただきたいと思えます。やはり、この心の病気と言いましょか、これは本当に奥が深くて、ただ、それを正しい知識を皆さんが理解することが、私は重要と思えますので、例えば、パソコンを持っておられる方、全員対象に、こういう基礎知識もしていただくということも、今後の計画の中に入れていただきたいというふうに思えます。

最後に、相談窓口を増やすことも含めて、体制強化もぜひ図っていただきたいというふうに思いますが、市長さん、御所見があれば教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私の所見をということでございましたが、先ほども申し上げましたように、自分が強くなっていくことが一番の道であるということで、環境を、庁内以外の所でも活動できる環境もつくりなさいよとか、本を読みなさいよとか、いろんなことをずっと言い続けてまいりました。何人も相談を受けたことがございますが、ほとんど失敗で、思いとどまってくれた例はごくごくわずかでございます。そういう中で、先ほど部長が申し上げたように、精いっぱいに対応、体制で臨んでおりますので、御理解をいただけたらと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） 確かに、この問題については難しいと思います。本当に難しいと思います。ただ、職員の皆さんへのサポートが市民の皆さんへのサポートへとつながるということになりますので、今後、先ほど心の健康づくりの計画もされるということでもございました。しっかり、この辺も広げると。横に広げると。相談窓口の場を横に広げるということも考えていただいて、この計画に結びつけていただきたいということを御要望して、この項は終わります。

次に、防府市の環境整備と循環型社会形成の取り組みについて、お伺いいたします。

循環型社会基本法が2000年の6月に施行され、この法律を基本的な枠組み法として、個別のリサイクル法が次々と制定、改正されています。また、平成12年5月に成立した循環型社会形成推進基本法案では、循環型社会の姿を廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的利用及び適切な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会と明確に提示しています。基本法が制定されて、10年が経過した中で、環境教育、普及啓発、助成制度の推進等、地域での循環型社会形成を推進するための本市の具体的な取り組みと今後の方針を教えてください。

大量に生産や消費する社会に対し、無駄遣いをしない、地球に優しい循環型社会への転換を目指して、「循環型社会形成推進基本法」が制定され、「循環型社会形成推進基本計画」では、この法律に基づいて策定された実行計画でございます。これまでの取り組みで、ごみの最終処分量が減るなど、一定の成果を上げていますが、地球温暖化問題の深刻化、資源価格の高騰など、社会状況はさらなる変化で、「第2次循環型社会形成推進基本計画」もスタートされています。

「第2次循環型社会形成推進基本計画」は、リデュース、リユース、リサイクルの3Rによる循環による循環型社会、温室効果ガス排出量の大幅削減での低炭素社会、また自然共生社会に向けて、各取り組みを統合的に推進する方針を打ち出しています。防府市も分別収集計画を出されていますが、この計画が策定された意義は、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要があるとうたわれています。この減量化と資源化のために防府市も昭和47年度に清掃補助金制度、63年には生ごみ減量容器購入費補助金制度、平成に入ってから、廃棄物資源化推進事業補助金制度も実施されていますが、具体的な効果をどのように分析されているのか、また、この取り組みをかみ砕き、市民を巻き込んだ具体的な取り組みをどのように進めていこうとしているのか、執行部の御所見をお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 防府市の環境整備と循環型社会形成の取り組みにつきまして、お答えいたします。

循環型社会の構築に向けまして、廃棄物の発生・排出抑制（リデュース）や、再利用（リユース）、あるいは再生利用（リサイクル）の3Rへの取り組みを積極的に推進し、環境への負荷が少ないまちづくりを進めていくことは非常に重要なことと認識しております。

現在、循環型社会の形成に資する最新の知見・技術を取り入れたインフラ整備として、廃棄物処理施設の建設を進めておりますが、この施設を効果的に活用し、3Rへの取り組みをより充実したものにしていくためには、市民の皆様の御理解と実践活動が何よりも大切なものがございます。

お尋ねの1点目でございますが、これまでのごみの減量化と資源化施策の具体的な効果と分析についてでございますが、まず昭和47年度に開始いたしました清掃補助金制度による自治会での不燃ごみ、資源ごみの自主搬入の取り組みにつきましては、地区住民の皆様が協力して行うことを通じ、地区内のコミュニケーションを深めるとともに、ごみの減量化やリサイクル等に対する意識の高揚を図ることができる特色ある取り組みであると考えております。

現在、69自治会で実施いただいております、自治会役員の皆様をはじめとして、地区住民の方々に大変な御苦勞をおかけしているところでございます。平成3年度からは、廃棄物資源化推進事業補助金制度を導入し、自治会やPTA、子ども会育成会等の皆様により資源ごみの回収活動を支援しております。加えて、平成11年度からは、廃棄物減量等推進員制度を設け、市内全地区を対象とした資源ごみの分別収集を開始しており、各地区のごみステーションで廃棄物減量等推進員を中心に、地域の皆様による資源ごみの分別等をお願いしているものでございます。

いずれの事業につきましても、地域に根づいた市民の皆様による活動でございまして、今後も引き続き市民の皆様の御協力を得ながら推進してまいりたいと考えております。

また、ごみ減量容器等購入費補助金につきましては、各家庭で生ごみを減量化し、堆肥として有効利用を促進するとともに、資源の大切さを考えることのできる効果的なツールでもあると認識いたしております。

平成21年度から、市内のスーパー等に御協力いただいて開始いたしましたマイバック持参運動が普及、定着してきている中で、近年、家庭系のごみにつきましては減少傾向となっており、使い捨て製品の使用を控えるなど、市民の皆様のごみ減量化に対する意識が高まり、その取り組みが成果としてあらわれてきているのではないかと分析しているところ

ろでございます。

次に、市民を巻き込んだ、今後の進め方についてでございますが、現在、平成18年度に策定いたしました、「ごみ処理基本計画」や、この下位計画に当たります「分別収集計画」等により、平成26年の新施設の稼働に合わせまして、分別収集品目に飲料用紙パック、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の3品目を追加いたしまして、容器包装リサイクル法対象品目の完全実施を計画いたしております。

また、平成19年3月に策定いたしました「循環型社会形成推進地域計画」では、ごみの減量化の目標値として、平成26年度には、計画の基準年度である平成17年度に比べ、家庭系ごみで5%、事業系ごみで3%削減することを目指しております。しかしながら、家庭系ごみにつきましては順調に減量化が図られているものの、事業系ごみにつきましては、平成19年度には、事業系廃棄物処理手数料の増額改定を行っておりますが、排出量は大幅に増加してきている状況でございます。

また、収集ごみの中には資源化できる紙類等が多く混入しているなど、より一層の啓発活動にも取り組む必要があると考えております。

このため、今年度は事業系ごみの新たな排出抑制対策や、新たな分別基準・収集方法、新施設を拠点とする環境教育や、情報発信の充実等に係る検討を行い、「ごみ処理基本計画」の見直しを行うこととしております。その後、計画に基づきまして、ごみ減量化や、新たな分別方法等につきまして、冊子等を作成、配付するとともに、各地区、事業所等での説明会を開催していく予定でございます。

新施設の供用開始を契機として、分別等のルールや仕組みを整えて、現状よりも、一歩も二歩も進んだ3Rの実践活動を展開していく必要がございます。

市民、事業者、行政等の各主体が相互に連携・協働しながら、地道な取り組みを進め、循環型社会の構築を目指してまいりたいと存じておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） 御答弁ありがとうございました。今の御答弁にもありましたように、やはり、皆さんの意識が変わることがすごく大切だと思います。やはり、そういう施策の中でも、そういう施策を今からの中に打ち出していきたいと。市民の皆さんの環境に対する意識を上げる、事業主さんに対する意識を上げるというところが、結局は、この循環型社会形成に向けての防府市の取り組みになっていくのかなというふうに思っております。

全国で行政の呼びかけや、市民の環境に対する意識の向上、積極的な、先ほどお話がありました。マイバッグでございますが、かなり浸透してきてはいますが、無料レジ袋の配布店でのレジ袋を辞退する人の割合はさほど下がらないのが現状と認識いたしております。先ほどのお話では、平成21年度から市内のスーパー等に協力していただいて、マイバッグ持参運動も普及、定着しているとお話もありましたが、さらに、市民の皆様にごみの減量化に対する意識の高揚を図るという意味で考えますと、PRも含め難しくなっているのかなというふうに思っております。

そこで、ちょっとお尋ねしますが、市内で、市の指定ごみ袋取扱店が、私が調べた中では123店ございますが、その中で――それが合ってるのかどうか、ちょっとわかりませんが、その中でレジ袋を有料で取り扱っている店舗は何店舗ありますか。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 今、議員、指定ごみ袋の取扱店123店舗というふうにおっしゃいましたけど、それはことしの1月1日現在の数値でございます。現在、平成24年度に入りましては、118店舗となっております。そのうちレジ袋を有料で取り扱っている店舗につきましては、28店舗というふうになっております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。減ってるんですね。現在、防府市内に展開しているコンビニ等のレジ袋無料配布中止までは行われていないのが現状なのかなというふうに思っております。今後の展開の中で、コンビニ等、レジ袋を無料配布している業者さんへの取り組みと、いま一步踏み込んだ市民の啓発を市として、どのようにお考えなのか、教えていただきたいというふうに思います。

また、もう一つ、この取扱店、118店舗でございましたね。これはどのように決めるんですかね。例えば、お店の方からの打診があって、うちに置かしてくださいと言って決めるのか。それとも市側からお願いするのか。ちょっと、この辺教えてもらえますかね。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 2点御質問がございましたが、まず1点目でございますが、今、有料でレジ袋を置いている店舗、28店舗と、これをそれ以上伸ばすことについてどうかということでございます。確かに大変大事なことでございます。レジ袋の無料配布中止によりますマイバッグ運動につきましては、現在、全県下での運動として取り組まれているところでございます。防府市におきましても、ごみの減量化や二酸化炭素の排出抑制という観点から、マイバッグ運動の普及促進を図っているものでございます。

指定ごみ袋とのかかわりというわけでもございませんが、別に指定ごみ袋の登録と、あるいはレジ袋の無料配布、これを有料でという条件にしているわけでは決してございません。こういうふうにすると、また市民のサービス低下を招くというおそれもございまして、そういうことはしておりません。

しかしながら、議員の御指摘のとおり、指定ごみ袋取扱店におきまして、レジ袋の無料配布中止等の取り組みを促進することは、3Rの推進にもつながるというわけでございますので、今後、指定ごみ袋取扱店に対しまして、無料配布の中止やレジ袋辞退の促進等に御理解をいただくよう、御協力依頼を行っていきたいというふうに考えております。

次の指定ごみ袋取扱店は市が打診してるのかどうかという御質問でございますが、これは市からの打診ではなくて、市広報、あるいはホームページ等で募集します。そして事業者からの申請を受けまして、市税の滞納がないことを確認した上で、取扱店として登録しておるものでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。やはり、いま一步踏み込んだ市民の啓発をどうやって真剣に考えるのかというところからしたら、今はホームページで募集されて登録されるというのであれば、マイバッグの持参状況とか、マイバッグ等の要は持参率、この調査というのにも協力していただけないか。いきなりやめる必要は、私もないと思います。これがありがたいと思っておられる市民の皆さんもいらっしゃると思います。だから、今のごみ袋の要は容量ですよね。これをもっと小さなところが検討できないのか。それを逆にお店の、例えばお名前を入れていただいて、それを指定袋としてお店の方と検討するとかですね。そういうところもできないことはないのかなというふうに思いますので、いろんな意見を聞いていただきながら、やっていただきたいなというふうに思います。

それと、市民も当然でございますが、防府市の民間業者への取り組みはどうお考えか。例えば、年間50トン以上、市の処理施設へごみを搬入する業者はどれくらいあるのか、把握されていれば、教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 年間50トン以上、市の処理施設へ搬入している業者は何社あるのかということでございますが、これは、事業系廃棄物の搬入方法としましては、ラベル制度によりまして、市が収集運搬を行う方法が1つ。一般廃棄物収集運搬許可業者に委託しまして搬入する方法が、これ2つ。排出業者みずから直接クリーンセンターに搬入する方法、この3つの3種類がございます。ラベル制度による事業所は約

760事業所ございます。このうち年間50トンを超えて排出している事業者はございません。

次に、許可業者に委託して搬入する事業所は約850事業所ございまして、許可業者が混載して、複数の業者を混載して収集いたします。正確な数値はわかりませんが、許可申請等々から見てみますと、1割程度、約80事業所が年間約50トンを超えて搬入しているものと思われま

す。3種類目の直接クリーンセンターに搬入する事業所につきましては、搬入のたびに処理手数料を徴収しておるとい

う状況でございますが、事業所別の集約がちょっと難しゅうございます。したが

いまして、年間の集計はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。

4月のことでございますが、視察で滋賀県の大津市さんへ、企業ごみ減量の指導強化についてお邪魔させていただきました。大津市さんでは、事業系ごみ減量施策として、多量排出業者に対する減量計画書の提出指導をされております。先ほど言いましたけど、50トン以上、市の処理施設へ搬入する業者さんに対して、義務づけをされております。要は、ごみ減量及び再利用についての目標や具体的な取り組みについての計画書の記載、その減量計画を提出しない業者は、勧告や公表を行うとのことでした。50トン以上のところが防府市ではないということですが、この辺もぜひ参考にさせていただきたいというふうに思います。

時間がないので、次に行きますが、次に、各団体がまちや駅周辺の歩道など、ごみ拾いを実施されておりますが、このような環境美化や地域清掃活動を行うことに対して、行政として把握されておるのか。また、これは、例えば、ボランティアなら、ボランティアだからと言ってしまえばそうなんです

が、防府市として、このような非営利目的の団体に対しての手助けは実際できるかどうか。例えば、ごみ袋を支給するとか、集めたごみを回収してるとか。善意の団体が清掃するための道具や軍手等の、補助金とは言いません、補助を

するとかですね、制度や支援があれば、教えていただけますか。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 御質問、2点ございましたが、最初のボランティア、各団体の環境美化、地域清掃活動についての取り組みを把握してるかどうかということですが、地域の皆様をはじめ多くの団体の企業の皆様によりまして、環境美化、地域清掃活動が行われておりますことは、自分たちのまちの環境は自分たちの手で守ってい

こうというふるさとに対する熱意のあらわれでございまして、深く感謝申し上げる次第でございまして。

このようなボランティア活動につきましては、各種の団体や企業の皆様により、もしくは少人数の有志の皆様によりまして、自主的、自発的に実施される等、その対応はさまざまでございますので、皆様の活動をすべて把握しているものではございません。申しわけございません。

2点目のごみ袋等の補助はできないかということでございますが、佐波川一斉清掃等につきましては、環推協のほうから一部助成がございまして、民間のボランティア団体につきましては、基本的には、ボランティアの性質上、できましたら、参加される皆様で御用意いただきたいと思いますが、研究させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。確かにボランティアと言えば、それまでなんですが、やはり、こういうところから、市民の皆さんの意識が変わるといふところもあると思っております。

光市さんの例を挙げさせていただきますと、公共用地でボランティアで清掃する場合は、光市役所の環境事業課でボランティア清掃の申請をすれば、ボランティア清掃に対し、ごみ袋の配布及び清掃後のごみの回収を行ってくれています。環境美化へ取り組んでいる方への配慮や体制も、実は、周南市さんも問い合わせをしましたが、周南市さんも同じような形で、この窓口があるわけですね。ごみ袋、清掃に必要な用具類、その他活動に必要な物品というの、市の役割分担ということでやってくれています。このような体制を、ぜひ防府市もつくっていただきたいということを、ここは強く要望しておきます。

少し視点を変えますけど、最近感じるのが市内の雑草等の問題でございます。市道や河川等から所有者がおられる敷地内に、草木でございますが、入って困っているとの負託も、私も実際に受けております。環境整備でとられている予算や、実際に対応処理される職員さんの人数が本当に足りてるのか。苦情や要望、負託に対して処理できないというふうには私は思っておるんですが、いかがでしょう。

民法ではですね、第233条に、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者にその枝を切除させることができると。隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切ることができるとあります。要は、隣地に生えてくる植物については、根がはみ出してきた場合には、みずから切ってもいいが、枝については自分で切るのではなく、相手に切ってもらわなければならないというのが法律の定めと私は理解しますが、この辺

いかがでしょうか。

この件については、同僚議員がまた質問するような話も聞いておりますので、しっかりお任せしたいとは思いますが、しっかり考えていただきたいというふうに思います。

最後に、不法投棄の件で、今13枚、これも多分、看板は増えてるのかどうかわかりませんが、これはやっぱり許しがたいモラルの問題でございます。ぜひ、防府市の環境保全条例にでも罰則を設けるべきと思いますが、この点について、最後、お伺いたします。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 環境保全条例に罰則を設けるべきではないかという御質問でございますが、御承知のとおり、不法投棄に対する罰則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法でございますが、これに基づき規定されておまして、違反した者には5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金と、またはこれを併科するという事となっております。

防府市環境保全条例におきましても、廃棄物の投棄の禁止を定めておりますが、こちらはどちらかといいますと、理念条例的なものでございます。罰則の規定につきましては、法律にゆだねておるところでございます。この不法投棄につきましては、今後も市広報等で、法に定められた罰則の規定の内容も含めて啓発を行うとともに、山口県健康福祉センターを中心に警察署等の関係機関で構成されました協議会と連携を図りながら、監視強化に努めていくことで対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。

この環境問題は幅も広く、一つ一つの施策も相当な数になると思いますが、不可欠なことは、市民の環境意識をどう向上させるかがかぎになると思います。具体的な施策、実効性の施策を打ち出していただいて、防府市民とともに、防府市の環境問題への取り組みも含めて、しっかりPRをしていただきたいと。今後の執行部の取り組みに期待して、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、10番、山田議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、13時まで休憩いたします。

午後0時 4分 休憩

午後1時 開議

○議長（安藤 二郎君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、21番、木村議員。

〔21番 木村 一彦君 登壇〕

○21番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。今回は、生活交通、それから公務の民間化及び津波対策、以上3点について質問するように通告しております。通告に従って、質問いたしますので、執行部におかれましては、簡潔明瞭、誠意ある御答弁をお願いしておきたいと思っております。

まず最初に、生活交通について質問いたします。

マイカーを運転しない高齢者など、移動制約者、移動困難者の急速な増加は深刻な社会問題となっており、その解決はまちづくりの上でも大きな課題となっております。公共交通はまちづくりの土台であり、公共交通がちぐはぐだと、商工業、観光、教育、福祉、医療など、他の分野を幾ら整備しても不十分なものになってしまいます。フランスなどでは、国民が移動する権利を交通権という人権概念として、法に明文化しております。我が国においても国が交通基本法を制定し、地方自治体が交通基本条例を制定して、すべての利用者の移動する権利、交通手段選択の自由、交通手段とその利用方法に関して利用者が情報を得る権利などを明確にする必要があります。

地域交通の問題は、これまで自治体の行政のいわばらち外に置かれてきたと言えらると思っておりますが、地域交通をどのように整備、配置、運営するかは、本来自治体が責任を持つべきものだとすることが出来ます。利用者のニーズに基づき、交通事業者任せでなく、基礎自治体が全面に出て、地域の公共交通機関の維持発展を施行する。そのために積極的に打って出ることが求められております。

この点で、先日の総合交通体系調査特別委員会の委員長報告にありましてとおり、今回、市が徳山高専の研究に基づいて、市内の交通不便地域の調査に乗り出したことは、交通事業者の既存バス路線の維持に終始していた従来の施策の枠を一步踏み出したものとして、大いに評価できるものだと考えております。しかし、だれもが生き生きと生活でき、活動できる持続可能な地域づくりのための移動の保障、交通権の保障を実現すると、こういう観点からは、いまだ問題なしとはいたしません。

そこで、以下、幾つかの点についてお尋ねをいたします。

1、徳山高専の防府市におけるバス交通網再編成に関する研究を市として、どのように生かしていこうと考えておられるのでしょうか。

2、研究では、改善策として、小野、富海、大道の3地区だけが取り上げられており、市の意向も同様となっておりますが、こういう結論になった理由は何でしょうか。市全体

の生活交通再生のためには、最も潜在需要があるとされております牟礼地区や、牟礼地区を初めとして、向島、勝間、華城など、人口の多い市の中心部の改善策が不可欠であります。これについては、どのように考えておられるのでしょうか。

3、市は、6月上旬、今月上旬から7月初旬にかけて、小野地区の全域と大道地区の一部を対象にアンケート調査を行うとしておりますが、その調査対象と調査方法、これは調査に従事するマンパワーの問題も含めてお答え願いたいと思いますが、この調査方法、それから調査項目はどのようなものになっておるのでしょうか。また、牟礼、向島、勝間、華城などにおける調査の計画はどうなっているのでしょうか。

4、地域のニーズを把握するためには、自治会や老人会、婦人会などの協力が不可欠だと思いますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

5、市は、今時点で、交通不便地域を解消する新たな公共交通体系の構築について、どのようなビジョンを持っておられるのでしょうか。その実現のために、どのようなプロセスを考えておられるのか。大まかなスケジュールで結構ですが、それを含めてお示しいただきたいと思えます。

また、こういう施策の推進体制はどうなっておりますでしょうか。その将来計画は、どのようなものになっておりますでしょうか。

以上、この項の最初の質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（安藤 二郎君） 21番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の徳山工業高等専門学校の「防府市におけるバス交通網再編成に関する研究」を今後どのように生かしていくのかのお尋ねでございましたが、生活交通の中でも路線バスは高齢者や学生など、車を運転しない人にとって欠くことのできない大切な移動手段となっており、また、車に比べて環境に優しく、だれでも利用できることから、急速な高齢化の進行や地球温暖化を初めとする環境問題を背景に、近年、その重要性を高めております。

さきの3月議会でも答弁いたしましたように、平成23年度に徳山工業高等専門学校に市全域のバス路線網の再検証とバス路線の空白地域、いわゆる交通不便地域の研究を依頼いたしております。本市の人口分布データとGIS地理情報システムを用いたシミュレーション分析によって、バス路線、バス停、交通弱者である65歳以上の高齢者人口の分布が地図上に表示され、視覚的に本市の現状を把握することが可能になっております。

今後は、この地図を活用し、特に交通不便地域にお住まいの高齢者が、バス路線に対し

てどのようなニーズを持っておられるのか、聞き取り調査などを行いまして、小野地区や大道地区などに対する改善案の検証と、最も有効とされる交通体系の提案を行っていただくこととなっております。検証の結果、新たな交通体系の有効性が確認された際には、市が主体となり、その体系の実現に必要な諸会議を開催し、さらに、地域住民や利用者皆様等から広く意見を聴取してまいりたいと考えております。

また、市といたしましては、高齢化が著しい周辺地域に居住する高齢者の移動の利便性向上を喫緊の課題としてとらえておりますので、学校側の研究と並行して、市独自で、デマンドタクシーなどの新たな交通手段の研究を行い、早期の実験的導入を目指したいと考えております。

次に、2点目の徳山工業高等専門学校の研究において、小野、富海、大道の3地区は改善策が提示され、その他の交通不便地域に居住する高齢者への改善策は、なぜ、取り上げられていないのかとのお尋ねでございましたが、先ほども申し上げましたとおり、本市が高齢化が著しい周辺地域に居住する高齢者の移動の利便性向上をまず喫緊の課題としてとらえているということがございます。中心部にお住まいの方々と比較して、医療や買い物等で交通弱者となりやすい、小野、富海、大道にお住まいの高齢者への対応を優先して実施することで、今後、中心部へ導入するモデルとなり得る、新しい交通体系が生まれることを期待しているものでございます。このため、徳山工業高等専門学校に対し、周辺地域への提案を要望いたしまして、これに沿う形で、小野、富海、大道への提案がなされたということでございます。

3点目の小野地区と大道地区で行おうとしているアンケート調査の対象や方法等についてのお尋ねでございますが、徳山工業高等専門学校と調整した結果、実施期間を6月下旬から7月末日までの約1カ月間とし、65歳以上の高齢者を対象に、調査対象地区を小野地区の奥畑・久兼、大道地区の国道2号線から北側としております。

調査方法として、郵送によるアンケートを基本にしておりますが、小野地区の奥畑・久兼及び大道地区の切畑のバス停を中心とした半径400メートルから外、いわゆる交通不便地域にお住まいの方々に対しましては、企画政策課職員と徳山工業高等専門学校の学生が協力して、ヒアリング調査を実施することにいたしております。

なお、調査対象総数は550名程度、そのうちヒアリング調査は100名程度を予定しております。

調査項目につきましては、年齢や性別、最寄りのバス停などの基本調査と、普段の交通手段や外出頻度、外出先やバスの利用頻度などの交通手段調査、最後に自由意見の3つで構成しております。

また、牟礼、向島、勝間、華城など、その他の交通不便地域の調査につきましては、小野地区の奥畑・久兼、大道地区の国道2号線から北側の調査が完了した後の早い時期に、アンケート調査を実施する予定といたしております。

4点目の生活公共交通に関して、地域ニーズを把握するために、自治会や老人会、婦人会の協力が不可欠ではないかとお尋ねでございますが、市といたしましては、地域に適したバス路線や地元住民の生活実態を反映した交通体系等を構築するためには、自治会や老人会、婦人会等から、利用者としての意見をお伺いすることは重要であると考えておりますので、地域ニーズの把握のため、連携を密にしていきたいと思います。

5点目、最後でございましたが、市は現時点で新たな交通体系の構築に向けて、どのようなビジョンを持っているのか、また、実現までのプロセス等はどのように考えているかとお尋ねでございましたが、このたびの徳山工業高等専門学校の研究などを参考に、それぞれの地域にふさわしい、新しい生活交通体系のあり方を検討してまいりたいと考えております。

徳山工業高等専門学校の研究は、従前、市がとらえていた交通不便地域の高齢者人数や人口分布をより明確にし、また、図面表示により視覚化した点で評価されております。早急に、この研究成果をバス事業者へ提示し、市として、最適なバス路線網を協議してまいります。また、路線バスが補完しきれない交通不便地域等につきましては、先ほども申し上げましたが、デマンドタクシー等の新たな交通体系の早期の実験的導入を目指し、引き続き研究してまいります。

いずれにいたしましても、高齢化が急速に進行していく中、安価で利便性の高い公共交通を確保し、維持することは、市が対処しなければならない重要な課題であると考えております。地域の実態に即した生活公共交通を実現していくため、今後も新しい交通体系の導入や、事業の推進体制の見直しなどに努めてまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○21番（木村 一彦君） 御答弁ありがとうございました。

先ほども申しましたが、今、市長の御答弁にもありましたように、徳山高専の研究が一つの契機、大きな契機になったというふうには思います。今までは、市内に交通不便な所があるというのは、漠然と皆、感じてはいたが、それが実証的に数字で把握されていなかったと思うんですね。それがきちんと把握されたということは、これからの新しい公共交通を考えていく上で、大きな一つの跳躍点になる。そういう意味でも、意義は大きかったと思うわけです。

ただし、私は、この質問で、やっぱり一番、この私の頭の中にある課題はですね、せっかく、今、こうやって、新しい公共交通体系の構築に足を踏み出したわけですけども、これが部分的な手直しとか、部分的な実験とか、そういうことだけで終わってしまっただけでは困るなというのが、私が感じてる一番の危惧なんです。

やはり、全市的に見ますと、本当に今、買い物にもなかなか行けない、お医者にもなかなか行けないというお年寄りや、周辺地域だけでなく、中心部にたくさんいらっしゃる。これは徳山高専の調査でもはっきりわかったことでありますから、もう、ここまで来たら、本当にもう、がっぷり正面から、この問題は市として取り組んで、根本的な解決、根本的解決というのは難しいかもしれませんが、全面的な解決に向けて、もう腹を決めて取り組んでいくと。こういう構えが今必要じゃないか。おっかなびっくりで、少しずつ、こうやっていくんじゃないか、正面からがっぷり四つに組んで、この問題、取り組んでいくという構えが必要であろうし、それがまた市民の求めるところだと思うわけでありまして。

その点に関して、ちょっと抽象的になりますが、市のお考え、どうでしょうか。お答え願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） この問題のみならず、行政が抱えております課題の解決のためには、すべてに今のお考えは当てはまることだと思うわけでございます。えてして、担当者は、今よりは少しでもいい方向に、今よりは少しでもいい方向にというふうになりがちでございます。例えば、この交通体系の整備の問題にしましても、私が市長に就任した時分は、たしか、1,500万円ちょっとぐらいの、市からの補助で公共交通を確保していたと思うんですが、今やそれが、部分、部分、ちょっとずつ、ちょっとずつ、修正していきながら、3,000万円を超えておるんじゃないかなというような、ちょっとそんな感じがしておるわけでございます。

したがいまして、私も何度となく、幾度となく、この交通体系の整備というものについて、私の頭の中に描いておるようなことを図面で示しながら、こんなことはできないのか、こんなふうにでもできるんじゃないかというようなことを言っていました。その都度、言葉は適切ではありませんが、巧妙に先送りということを選ばれていってしまっているというのが、私の持っております実感でございます。

したがいまして、私は、一方では行政改革をしっかりとやって、財源の確保に留意しながら、一方では、このような問題に対して、議員がおっしゃったように、部分的な手直しや実験に終わるのではなくて、がっぷり正面から取り組もうと、こういうことの何よりのスタート台であると、このように思っただければと思うわけでございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○21番（木村 一彦君） その点に関しては、大変心強い御答弁いただきました。

そこで、理屈はいろいろ言えるわけですが、実際にこういう施策を推進しようと思えば、やはり、予算と体制というものが必要になってまいります。現在、この交通政策に従事している職員さん、あるいは、その体制というのは、どのようになっていますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 生活交通関係の事務につきましては、企画政策課職員のみで対応しているのが実態でございます。（「何人」と呼ぶ者あり）今、9名でございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○21番（木村 一彦君） 企画政策課の職員は9名おられると思うんですけど、この公共交通問題に取り組んでおられる、担当しておられる職員は何人おられるかというお尋ねでございます。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 企画政策課の課長補佐と企画係の職員ですから、5名程度になろうかと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○21番（木村 一彦君） 5名ですか。私が事前に聞いたところでは、実際、この問題にかかわっておられる職員さんは、課長さんと、あと1人、2人ぐらいだとお伺いしたんですが、違いますか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 当然課長は総括するという意味で、担当はしてるわけですが、専任として、やはり、課長補佐が企画係と一緒にって取り組んでおります。また、こういった生活交通の活性化協議会、推進協議会を持っておりまして、そちらのほうも企画係が対応しておりまして、今、御指摘の徳山高専との共同研究、こういったものにつきましても、企画係全体で取り組んでおりますから、課長補佐と企画係の職員5名程度が担当してるというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○21番（木村 一彦君） 企画政策課の仕事は、私も詳しくは存じませんが、多岐にわたっております。そういう中での一つとして、この公共交通の問題も手がけておられるということでありまして、専任でやっておられる職員が5人おられるということではないというふうに理解しております。

やはり、この問題を本当に、先ほど、市長の答弁にもありましたように、真正面からとらえて、本当に根本的な解決に向けて、高い段階まで引き上げて、取り組みを引き上げていくためには、その政策に精通した能力のある職員が専任でこれに当たる必要があるというふうに言われております。ちなみに、お隣の山口市では、交通政策課という純然たる課がございまして、課長以下5人がこの交通政策課で、この問題を専門に取り組んでおります。

そういう点では、我が市は、まだ非常におくれていると言わなければならないと思いますので、今後ですね、これは市長にもぜひお願いしておきたいんですが、この体制を整備していただくように、これも心から要望しておきたいと思います。

それから、市全体のこの問題での取り組みを進めていくに当たって、特に中心部、牟礼、向島、勝間、華城、こういうところでの取り組みが本当に成果を見せるようになって、初めて、防府市の新しい公共交通体制というものが一定の成功をおさめるということになると思いますので、この中心部を含めて全市的な、一定の実験というか、挑戦ですね。挑戦を始められるのは、大体いつごろになるのか。先ほど市長も、先延ばし、先延ばしで来たと言われてましたが、大体、何年後ぐらいには一定の全市的な成果があらわれてきたというようなところまで持って行くお考えなのか。今すぐは、お金の問題もあるし、体制の問題もあるし、なかなか、確答はできないと思いますけど、お心づもりをぜひ市長にもお伺いしておきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） まず、がっぷり正面から取り組んでいくのには、肉厚の陣容で臨まねばならないというお考え、もっともなことだと思いますが、ご存じのとおり、市の職員は、あれも、これも、それも、いろんな仕事をやりながら事業というものを推進していく、そういう責任を負うておると、このように私も理解をいたしておりますので、ただいまの交通体系の整備等々につきましては、市内にプロジェクトチームを置いて、そのような形での協議を進めていく。認識をより強く持たせて作戦を立てさせていくということが肝要ではないかというふうに考えております。

そこで、さてさて、どのくらいになったら、一定の成果が上がって、実験を越えて、定着したものになるのかということですが、プロジェクトチームを早急に立ち上げて、その中で、市内の周辺地域のみならず、中心部分の皆様方の御意向も、しっかり把握をしていきながら立てていくということになりますと、両三年は、やはり、議員から見られれば、もたもたしておられるかもわかりませんが、そのぐらいの準備期間を持ちながら、両三年後ぐらいには、しっかりとした形を、それでも完璧とは、これ、言

いがたいものでございますけども、一定の評価がなされるところまでは持って——その緒につけるのではないかと、このように私は描いておるところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○21番（木村 一彦君） ありがとうございます。私も実は、そんなに慌てて、急いで、これ、やることは、むしろ、よろしくない。一番肝心なのは、住民の方々、市民の方々の意識と自覚と、それから行政と事業者と住民とのしっかりした共通認識、これができることが成功の一番のかぎですから、その点では、時間をかけて、じっくりとやる必要もあるというふうに考えておりますので、両三年というお答えをいただきましたが、ぜひ、その辺をめどに、ぜひ、成功させていただきたいということを要望して、この項については終わります。

では、次に、公務の民間化について、質問をいたします。

イギリスのサッチャー首相に端を発しまして、小泉元首相が進めてきた構造改革路線は、現在も我が国の政治経済、社会を支配する主要な流れとして、いわば、猛威を振るっている状況であります。その根底にある新自由主義というのは、企業活動、とりわけ多国籍企業の活動の自由を最善の価値として、これを積極的に支援し、あるいは、その障害となるものを排除していこうという思想だと言えます。

この点に関しまして、弁護士山城塚健之さんは、その著書の中でこのように言っております。

「多国籍企業の利益になる国家や社会のあり方を考えた場合、必要なことは、経済活動にとって足かせとなる税の負担が少ないこと、規制が少ないこと、国外に直結した場所に道路、空港、港湾等のインフラが整備されていること、治安が安定していること、安価で良質の労働力が確保できることなどです」と述べて、さらに、このように言っています。

「企業に余り課税すべきでないとするれば、政府自治体としては、できるだけ無駄な支出を減らし、スリムにならなければなりません」中略で、「これが小さな政府です」このように説明をしておられます。

小さな政府化を進めるさまざまな方策は、ニュー・パブリック・マネジメントと呼ばれているそうでありますが、それは行政を民間企業と同様の経営主体とみなし、人件費などのコスト削減を第一の目標に置いております。小さな政府をつくる有力な手法の一つが公務の民間化であります。現在、公務員がやっている仕事のうち中核のコアな部分だけを公務に残し、周辺部分については、アウトソーシングということで、民間に放出していく。企画部分は公務員として残すけれども、実施部分はどんどん切り離して、リストラし、市場化していくというのが小さな政府の基本的な流れだと言えます。

我が防府市でも、平成20年度から平成24年度を期間とする第4次行政改革大綱において、事務事業の外部委託、民営化や、外郭団体の見直しが掲げられ、小さな政府化が推し進められていることは、既に御承知のとおりであります。

そこで、お尋ねいたします。

1、市はPFIや指定管理者制度など、公務のアウトソーシング、公務の市場化について、基本的にどのようなスタンスで臨んでおられるのでしょうか。

2、財界などは、公務の民間化をパブリックビジネスとしてとらえ、その市場規模を国、自治体合わせて、約7兆8,000億円と見積もるなど、この市場への参入に並々ならぬ意欲を見せております。我が市においても、既に、コナミグループがソルトアリーナほかの指定管理者になるなど、民間業者の参入は今後さらに活発になるものと思われませんが、市としては、指定管理者の再指定に当たって、どのような考えを持っておられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

3、公益法人改革について、私は、平成23年9月議会で一般質問いたしました。防府スポーツセンターの公益財団法人への移行は可能なのか、どうか。また、公営施設管理公社の解散後はどうなるのか。さらに、農業公社については、先日の本会議でも質問がありましたが、どのような結論になったのか、お聞かせいただきたいと思っております。

以上で、この項の最初の質問を終わりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、公務の民間化・市場化に対する本市の基本的な姿勢のお尋ねでございましたが、市民の価値観や生活様式の多様化に伴い、行政需要は増加しておりまして、限られた財源、人員のもと、市民ニーズに的確に対応することが行政に求められております。そうした中、公共の守備範囲を見極めた上で、民間の技術や能力などを十分に活用し、効率的、効果的で、質の高い行政サービスを提供していくためには、行政の責任の確保に留意しながら、積極的に外部委託、民営化をすることは、時代の求めることであると考えております。

市におきましては、平成20年10月に策定いたしました第4次行政改革大綱の改革を進める8つの重点項目の一つとして、「事務事業の外部委託・民営化」を掲げております。今後も公共でやらねばならないものは公共で、民間でできるものは民間でという、これまでの考え方で市民ニーズに的確にこたえていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、指定管理者制度の運用方針についてのお尋ねでございましたが、指定管理者の指

定につきましては、「防府市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条」によりまして、公募するものとしております。再指定につきましても、同様の取り扱いで行うことになっております。

しかしながら、御質問の防府市社会福祉事業団あるいは防府市文化振興財団につきましては、業務の公共性、公益性が高いということから、同条例第5条の「公募によらない指定候補者の選定」を適用し、非公募により指定しているところでございます。

したがって、引き続き再指定するかどうかを公共、公益性の観点から、現在の指定期間の終了時までには検討してまいりたいと考えております。

最後に、公益法人改革についてのお尋ねでございましたが、1点目の財団法人防府スポーツセンターの公益財団法人への移行につきましては、移行するために必要な公益認定基準を満たすことが困難な状況となっております。現在、一般財団法人への移行の可能性の有無や、解散を視野に検討を進めているところでございます。

2点目の財団法人防府市公営施設管理公社の解散後の対応につきましては、公社がこれまで行ってきた庁舎管理業務等の6つの事業のすべてについて、市民サービスの低下にならないよう、必要な業務については、市の直営を視野に、人数、雇用条件も含め、現在最終調整中でございます。

3点目の社団法人防府市農業公社の公益法人改革に伴う対応につきましては、公益社団法人への移行、あるいは一般社団法人への移行などについて、関係者及び山口県と協議を現在続行しております。公益法人等への移行の申請期限が来年11月末までとなっておりますので、遅くとも年内には移行方針を決定しなければならないと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○21番（木村 一彦君） まず、最初の公務の市場化、民間化の問題そのもの、それに対する基本的な姿勢ということでお伺いしましたが、私は、やはり、小さな政府を施行する中での公務の民間化、市場化というのは、大変大きな問題を抱えていると言わざるを得ないと思います。その最大の問題は、例えば、民間が参入してきた場合に、住民の生命や安全に、これらの民間企業が市の行政ほど敏感でないということがあります。

これは一例ですけれども、かつて、2006年、平成18年に、ふじみ野市の市営プールで女の子が排水溝に吸い込まれて亡くなったという事件がありましたね。この場合も、市は請負業者にこのプールの管理を丸投げし、その請負業者は、今度はまた孫請け会社に丸投げした。その結果、このプールの監視員13人のうち11人が、日給5,600円の高校生アルバイトだった。したがって、そういう吸水口の危険性を認識していなかったとい

う問題が新聞報道なんかでも言われました。これは一例ですけれども、やはり、市の行政ほど、民間業者は生命・安全に敏感になれない体質があるということをまず言わなければなりません。

それから、もう一つ、大きな問題は、結局ですね、今、行政が行っている業務というのは、いわば、サービス産業型ですよ。労働集約型の産業です。ですから、ここに民間が参入して、もうけを上げようというか、コストを削減しようとするれば、当然人件費の削減に最大の努力が注がれることとなります。人件費の削減といいますと、結局は正規職員よりは臨時職員やパート、こういう安い人材を使うことになってくる。結局ですね、市がどうか、公共がそういう労働条件の悪い、低賃金の労働者をたくさんつくることに手を貸すことになるわけですね、結果的には。これ、いわゆる官製ワーキングプアと言われていきます。

こういうことを市が率先し――ワーキングプアを市がつくり出すことに手を貸すということは、今の社会、本当に正規労働者がどんどん減って、貧困化が進む。大変な困難な社会になっている。そのことを結果として、意図するかどうかは別にして、結果として、市がその原因になっているということにもなるわけです。そういう意味では、私は、この問題は軽々しく民間へ、あるいは市場化へ投げ出すということは、すべきではないというふうに思います。

それから、問題は多々ほかにもあります。こういう企業が倒産や撤退した場合とか、それから地域経済に寄与するかというと、必ずしもそうではない。本社が東京や大阪にあれば、すべて、そこへ、ここで作られた価値が持っていかれる、こういうような問題。それから特定企業との癒着や不正の温床になるというような問題もあります。こういう面でも、軽々しく公務の民間化、市場化はすべきではないというふうに思います。

以上が、最初の質問に対する私のほうの考えで、これは答弁要りません。

次に、指定管理者の問題で、具体的に一つお尋ねしたいんですが、防府スポーツセンター、今、公益財団法人への移行が困難であると。それはなぜかという、この公益法人の認定基準をクリアすることが今のところできないというふうに言われたわけですが、このことをもう少し詳しく、認定基準というのは、どういうことが認定基準になっているのか、それに対して、今のスポーツセンターはどのような状況にあるのか、ちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 公益財団法人への移行の公益認定基準につきましては、公益法人認定法第5条に定められておりまして、その中に、その法人の遊休財産額が1年分

の公益目的事業費相当額を超えないことという項目があります。現時点、財団法人防府スポーツセンターにおきましては、閉鎖しているプール施設や、ソルトアリーナ等の土地が遊休財産とみなされる可能性が大きいということで、公益財団法人への移行が困難な状況となっております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○21番（木村 一彦君） 遊休財産が多いと——遊休財産というのは、遊んでいる財産ですね——公益法人になれないそうであります。

そこで、ちょっとお尋ねしますが、今、防府スポーツセンターの財産というか、施設として、防府レクリエーションセンターというのがありますね。これ、防府市がかつて財団法人車両競技公益資金記念財団助成施設ということで、補助金をもらって、つくったものだそうであります。所有は財団法人防府スポーツセンターであります。こういう建物ですね。ところが、これは何に使われているかという、これ競輪場の施設の中にあるんですよ。ほとんどが今、競輪の頭脳部分が入って、オッズを決めたりですね、そういうものの頭脳部分が入っておったり、全館、これ3階建てですか、3階建てです。ほとんど全部が競輪の事業に使われています。これらが、この遊休施設としてみなされているんじゃないかというふうにも思うんですけど、この点については、これ、どうなってるんでしょうか。スポーツセンターが補助金をもらって建てた建物が競輪で使われているというのは、遊休施設とみなされないのかどうか。その辺について、お答え願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 議員御指摘のとおり、確かに、今、競輪場にある、そういった施設についても、財団法人防府スポーツセンターの財産になっております。確かに、こういった施設につきましては、公益目的というふうにみなされるかどうかということ、大変難しい状況ではないかというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○21番（木村 一彦君） この防府レクリエーションセンターにまつわっては、いろいろ不可解なこともあるので、これはまた別の機会に究明を譲りたいと思いますが。

いずれにしろ、そういうふうにして、スポーツセンターは公益財団にはなりにくい、ならない。解散か、一般財団かということですが、解散になれば、そこにおられるプロパー職員の処遇が問題になります。それから指定管理者のほうでは、例えば、今までは外郭団体が指定管理者に、公募によらないでなりましたけれど、これ、もし、仮に、公募にかけて、民間の事業者が入ってきた場合には、やはり、その今まで外郭団体に働いておら

れたプロパー職員の処遇が問題になってきます。そういう点で、これらの人たちの生活を保障する。職業を保障するという点で、市が責任を果たさなければいけないと思うんですけど、それについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 財団法人防府スポーツセンターというものは、その設立も、当然私が市長に就任する前からあったわけでございますし、今、御指摘のレクリエーションセンターにつきましても、私の記憶では、あそこに柔道をやっている人がいたり、卓球をやっている人がいたりした記憶はございますが、ここ数年、そのようなことはないと思っております。

いずれにしましても、財団法人防府スポーツセンターが存在したことによって得たメリットもたくさんあったわけで、あのような建物を、補助金をもらってくることもできたわけでございますが、いろいろな時代の流れの中で、その歴史的な使命が終わりつつあると私は認識をいたしております。そういう兼ね合いから、ただ、御指摘のように、あそこにはプロパーの職員が3名おられますので、この人たちが生活に困窮したり、失業したりすることが絶対にあってはならないよということを私は常に言っております、任用替えの道はないのかとか、いろいろな処遇についての相談に的確に乗っていくようにしろよということは、口を酸っぱくして言っておるところでもございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○21番（木村 一彦君） ぜひ、市が、こういう人たちの仕事を奪うと、結果として奪うということにならないようお願いしたい。これは指定管理者が仮に将来ですね、民間に公募でなった場合も同じような事態が発生しますので、この点に関しても、ぜひ、お願いしておきたいと思えます。

この項はこれで終わります、最後の質問に移ります。

最後に、津波対策について質問いたします。

「3. 11」以降、今日まで1年3カ月余が過ぎましたが、時間がたつにつれて、被害の大きさだけでなく、その深刻さがあらゆる面で明らかになってまいりまして、すべての国民に今後の国づくりのあり方について、改めて、根本的な検討を迫っていると言えらると思えます。

津波につきましても、我が防府市民の間にも、これまでのように、津波は来ないという楽観的な考え方から一転しまして、真剣にその対策を考える状況が強まってきております。先般開きました議会報告会でも、参加者から「津波対策はどうなっているのか」と、「津

波ハザードマップはまだできていないのか」と、こういう質問が出されました。市民の津波を含める自然災害に対する受けとめ方の変化を改めて感じておる次第であります。

そこでお尋ねします。平成23年9月議会でのこの問題に関する私の一般質問に対して、「津波ハザードマップの作成につきましては、次年度の大きな課題とさせていただきたいと存じます」との答弁でございました。

そこで、現在の取り組み状況はどうなっておりますでしょうか。また、その後、国や県においても、地震・津波防災対策の検討が重ねられてきておりますけれども、現時点で予想される本市の津波の規模及び被害想定はどのようなものでしょうか。わかる範囲で結構ですが、お答え願いたいと思います。これが第1点です。

第2点は、市民からは、ハザードマップ一般について、「どこに逃げたらいいのか、すぐにわかりにくい」、「どのように逃げたらいいのか、わかりにくい」という声がしばしば聞かれます。また、「河川はん濫、土砂災害、高潮とハザードマップが個々別々にあつて、統一的にわかりにくい。これに津波ハザードマップが加われば、一層ややこしくなる。何とか1枚で、あるいは1回見ただけで各種の災害がわかるものにはできないのか」、こういう要望も強いものがあります。これに対する対策は考えられないものでしょうか。お尋ねします。

3点目、先進地では、避難所等の標高、ここは海拔何メートルですというような標高が小まめに表示してありまして、住民の意識啓発に役立てておりますが、防府市ではどのように取り組んでおられるでしょうか。

以上、お答え願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 津波対策について、お答えいたします。

昨年の3月に発生いたしました東日本大震災を受け、国による地震・津波対策の全般的な見直しが検討される中で、今後、地震・津波の想定を行うに当たっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきであるとの方針が示されております。東海、東南海、南海のいわゆる三連動地震の想定についても、南海トラフの巨大地震モデル検討会で検討され、去る3月31日、震度分布、津波高の推計結果が公表されたところでございます。特に、津波につきましては、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスに相当するであろうとされておりまして、防府市における最大震度が5強、満潮位における最大津波高は3.4メートルと推計されております。山口県では、今回の推計データをもとに、地形・地質データ等を加味して、地震・津波の被害想定調査を実施し、本県の最大震度・津波高等を推計するとともに、今年度中に山口県地域防災計画を見

直す予定とのことでございます。防府市におきましては、今後、県から提供されます被害想定等の推計結果のデータをもとに、防府市地域防災計画の見直しを行うこととしておりました。それに伴いまして、津波ハザードマップの作成に取り組む予定でございます。ですから、若干、来年度にずれ込む可能性がありますことを御了解いただけたらと思います。

次に、ハザードマップの統一についてでございますけれども、現在、各種災害の種類ごとに作成しております関係で、統一的な見方がしにくい状況ではございますけれども、ハザードマップの集約等につきまして、例えば、高潮と津波、こういったもの、類似性があるものについて、一覧にできないかなど、検討してみたいと、このように考えております。

最後になりますが、避難場所の標高表示につきましては、市が指定しております109の避難場所、122カ所の避難場所表示看板がございますが、そのすべてに標高を表示する計画といたしております。平成23年度において、既に14避難場所の16カ所に表示をいたしました。今年度は、残りの95避難場所の106カ所、これについて、すべて表示したいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○21番（木村 一彦君） ありがとうございます。これは常々、これまでも申してまいりましたが、こういう自然災害については、住民、市民が常日ごろから、襲来する、そういう被害に対してのイメージを常に持っている。そして、いざというときには、こうするんだというイメージ、これを持っておることが一番大事だと言われております。

そういう点で、ハザードマップも、これがあればすべてというんじゃなくて、そのハザードマップを見ることで、自分の家がこういうときにはこういう状況になるらしい。そうしたら、どうしたらいいかというようなことを、いわば、イメージトレーニングを住民が、一人ひとりがやるのが一番大事なことであって、ハザードマップも、その一助になる資料に過ぎないということに思いますので、そういう観点から、ぜひ、ハザードマップの完成もきちんとやっていただきたいし、標高の表示も常日ごろ、通るときに、あ、ここは何メートルだなということを潜在意識の中に持つておれば、そういう避難のときの一助になるということで、これもまたイメージトレーニングになると思いますので、そういう点で、ぜひとも、抜かりのないように対策を立てていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、21番、木村議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、2番、山根議員。

〔2番 山根 祐二君 登壇〕

○2番（山根 祐二君） 公明党の山根祐二でございます。通告に従って、質問をさせていただきます。

最初に、孤立死の防止対策について、質問をいたします。

近ごろ、地域で亡くなられた方に近隣の方が気づかず、相当日数を経過してから発見されるという、いわゆる孤立死という大変痛ましい事案が発生をしております。今までは、対象となるのは、高齢者のみの世帯、高齢者あるいは障害単身世帯と考えられていましたが、しかしながら、最近では、世帯内の生計中心者もしくは介護者の急逝により、その援助を受けていた人が死亡したり、30代、40代の家族が同居しているにもかかわらず、家族全員が死に至るといった事案も発生をしております。

以下は、ことし6月1日の産経新聞の記事であります、

「高知市元町の住宅で5月中旬にひとり暮らしの70代の男性が白骨死体で見つかったことが1日高知市などへの取材でわかった。死後約2年経過していると見られ、周囲が気づかないまま、孤立死した模様。高知市などによると、昨年4月、近所の住民から、1年ぐらい姿を見ていない人がいると近くの交番に相談があり、警察官や市職員が住民を訪問したが、かぎがかかっており、外からは特に変わった様子はなかったという。ことし5月上旬ごろ、再び、近所の住民が警察に相談。警察官が5月14日に大家と男性の親族とともに男性の住宅に入り、布団の上に横たわる男性の遺体を発見した。病死と見られる。市によると、近所との交流は少なく、民生委員は訪問していなかった。家賃や水道代は年金から支払っていたが、2010年5月の検針分から水道の使用はなかった」

というものです。

近所づき合いもなく、生活に困窮していて、だれにも知られず亡くなるという悲惨な事案を何とか防ぐことはできないでしょうか。行政は生活に困窮している市民の状況を把握する必要があるのではないのでしょうか。公共料金を滞納し、電気、ガス等の供給がとめられた状態で発見されるというのは大変痛ましいことです。

毎日新聞3月の記事を御紹介をいたしますと、

「埼玉県入間市の民家で、応答がないのを不審に思ったヤクルトの女性配達員が警察署に通報し、孤立死する可能性があった精神疾患の男性45歳が助け出されていたことがわかった。男性の世話をしていた母親75歳はこの家の中で死亡しているのが見つかり、死後10日ほど経過していたという。同署によると、配達員は男性方を週1回訪れ

ており、22日午前を訪れた際、前回の訪問に引き続いて応答がなく、新聞がたまっているのを不審に思い、通報した。同署員が1階居間で病死している母親と2階の布団で寝ている男性を見つけた。男性の布団のそばには、カップラーメンの空き容器や、水が入ったペットボトルがあった。親子はふたり暮らしで近所づき合いはほとんどなかったという。同警察署は2月10日に入間市内のヤクルト販売会社と協定を結び、防犯チラシを配付したり、異常があれば通報してもらう取り決めをしていた。同署は、放置すれば、男性が餓死する可能性があったと見ており、警察副署長は、通報してくれたため、男性が亡くなる最悪の事態を免れたと話しております」

こういった新聞の記事でございます。

そこで、お尋ねをいたします。

1、高齢者単独世帯、障害者単独世帯、生活困窮世帯をそれぞれどのように市は把握しているのか。また、民生児童委員の訪問状況はどうか。

2番目、高齢者安否確認はどのようにしているのか。

3番目、ライフライン事業者と行政の連携はとれないか。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 2番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、高齢者単独世帯、障害者単独世帯、生活困窮者世帯をどのように把握しているかとお尋ねでございますが、高齢者単独世帯につきましては、毎年65歳以上のひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、75歳以上高齢者のふたり暮らし世帯を対象とした高齢者保健福祉実態調査を実施しており、ほぼ掌握できていると考えております。障害者単独世帯につきましては、実数はつかんでおりますが、その生活の実態が単身世帯であるのかということまでは、はっきり把握できていないのが現状でございます。同様に、生活困窮者世帯につきましても、何をもって生活困窮世帯とするのか、その定義が難しく、生活実態も不透明なため、地域の民生委員児童委員の皆さんにも御尽力いただいておりますが、限界があり、十分に把握できていない状況でございます。

民生委員児童委員さんの訪問状況につきましては、平成23年度の活動日数は、市内全体で年間述べ1万5,374日となっております。高齢者、障害者及び児童に関する訪問活動を行っておられ、その訪問日数の割合は、高齢者に関するものが48%、障害者に関するものが4%、児童に関するものが38%、そのほかが10%となっております。

次に、高齢者単独世帯の安否確認はどうしているのかとお尋ねでございますが、まず

民生委員児童委員、自治会福祉委員、社会福祉協議会の友愛訪問グループ員による訪問活動により、ひとり暮らし高齢者の安否確認を含め、温かい見守りや支援活動を行っていたところでございます。

こうした取り組みを通じて、さらに支援が必要と思えるひとり暮らし高齢者の方について、地域包括支援センターや、市へ御相談、御連絡いただくようにしており、市は早急に実態把握を行い、必要に応じて、地域支援事業として配食サービス支援事業を実施し、より細かな訪問活動を行っております。

さらに、介護認定に至らない高齢者につきましては、要望がある方には、地域包括支援センターが生きがいデイサービスや、軽度生活援助などの各福祉サービスを紹介し、利用していただくことにより連絡がとれておりますし、要支援認定者及び要介護認定者につきましては、介護保険サービスを利用していただくことで、安否確認ができるようになっております。

最後に、新聞配達員、電気、ガス、水道の検針員との連携はとれないかとお尋ねでございましたが、このたび、国は、電気、ガス、水道など、公益事業者に対しまして、人の身体、生命の逼迫した状況時には、個人情報保護法制限の適用外となることや、自治体福祉部局へ連携協力について要請しておりますので、市といたしましては、孤立死防止に向け、今後、各公益事業者と密なる連絡がとれるよう、連携協力を要請してまいりたいと存じます。

また、新聞販売店や郵便事業者、地元のそれぞれの事業所などとの連携につきましても、今後、この孤立死防止対策の施策につきまして、御理解を賜り、御協力いただけるよう体制づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○2番（山根 祐二君） ありがとうございます。

まず、最初の高齢者単独世帯、そのほかの世帯について、どのように把握してるかということについての再質問をさせていただきます。

現在、本市では、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課の組織で担当してるわけですが、例えば、高齢者世帯であり、障害者世帯であるといった場合、こういった複合した世帯と、こういったものは把握できていますでしょうか。その点について、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） まず、高齢者単独世帯と障害者単独世帯ということで、

複合した場合の把握はどうだろうかという御質問でございますが、先ほど市長が答弁しました調査の中では、65歳以上になりますと、高齢者で、なおかつ障害をお持ちの方の実態も把握できております。ただ、孤立死防止対策につきましては、例えば、民生委員さんや地域包括支援センターなどから、高齢者であり、障害者でもある世帯の生活困窮等を理由とする困難事例の御相談が市に寄せられた場合には、直ちに関係課の担当者を招集して、ケース検討会議を開催して、自立支援に向けた施策を協議するなど、密接に対応してまいっております。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○2番（山根 祐二君） ありがとうございます。いろんな他市の事例を見てみますと、課がいろいろ複合している所もあるし、一つの課でいろんな世帯を把握してるといふようなところもあるようでございます。横の連携というのが本市の組織においても必要になるのではないかと思います。

先ほど答弁の中では、高齢者単独世帯や、65歳以上のひとり暮らし、75歳以上のふたり暮らしなどの数については把握しているけれども、その生活の実態というのは、なかなか不透明の部分もあるということでもございました。こういった場合には、地域の民生委員の方々の情報も必要になってくるのではないかと思います。

生活困窮者世帯でございますが、何をもって、生活困窮世帯とするかというの、なかなか、それはいろんな解釈があると思います。まず第一に、生活保護世帯ということが考えられるわけですが、この高齢者あるいは障害者である、今度は生活保護の世帯と、生活保護の世帯の把握、それに対する対応というものは、どのようにとらえていらっしゃいますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 生活保護を受給されている方の世帯状況につきましては、申請をいただきまして、すべてを把握しておりますので、高齢者単独世帯、障害者単独世帯の方々につきましても把握をしております。これらの世帯に対しまして、ケースワーカーが状況に応じまして訪問活動を行いますとともに、民生児童委員さんや、自治会の福祉委員さん、友愛訪問グループ員さんによる訪問活動により、見守りや支援活動をしていただいていると考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○2番（山根 祐二君） 生活保護世帯については、把握については問題ないというふうなお答えであったと思います。この公助という部分については、申請により、この対象者が決まるわけでありますから、その把握については、問題がないのではないかとこのふう

に思います。生活保護世帯、いろいろマスコミの記事によりますと、生活保護世帯、申請したが、なっていないというような方々も、いろいろ生活困窮者に該当する場合もあることがあるようです。そういったことも視野を広げて、確認を怠らないようにしていかなければいけないと思います。

一方、行政ではなくて、地域の自治会がどれだけ、ひとり暮らしの老人の所在を把握しているか。自治会と申しましても、その世帯の多い少ないはあると思いますが、一律ではないと思いますけれども、民生委員や、あるいは行政、これが持っているひとり暮らしの高齢者の所在、ほかの情報を限定的ではあっても開示すべきではないかと。自治会に対してですね、開示すべきではないかと。そういったことから、地域で、それらの方々を見守る体制づくりというのもできるのではないかと考えるわけではありますが、こういったことも行政が取り組んでいくべきではないかと思うんですが、こういった情報開示について、どのように考えられているのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） まず、地域自治会がどれだけひとり暮らし老人の所在を把握しているかという御質問でございますが、単位自治会におかれましては、自治会に加入されている会員の皆様の世帯構成や世帯につきましては、日ごろの自治会活動の中で、ある程度は把握されているものではないかと推測しております。

御質問の高齢者のひとり暮らし世帯の現状につきましては、私どもは、住民票というのは、世帯を分離されていれば、実態がわかりませんが、そういった実情につきましても、私ども以上に詳しい場合もあるのではなかろうかと思えます。しかし、自治会に加入されていない方もいらっしゃいますし、集合住宅に入居されている方もいらっしゃいますので、全体の把握としては、なかなか難しいということは理解しております。

次に、私ども含めて民生委員さんが持っている情報を限定的であっても開示すべきではないかという御質問ですが、65歳以上の高齢者のひとり暮らし世帯をはじめ要支援、要介護や障害をお持ちの方々の情報につきましては、個人情報家族以外の他人に知られたくないとの思いをお持ちの方もいらっしゃいますので、自治会への情報提供はしていません。しかし、個人情報の限定的開示につきましては、個人情報保護法や本市個人情報保護条例では、人の生命、身体または財産の保護のため必要がある場合、もしくは、緊急やむを得ないと認められるときには、外部提供も可能と規定しております。

そこで、地域での見守りの組織をつくるに当たりましては、行政機関や地域の支援者の方々に、この情報を提供することに、本人もしくは御家族の御同意をいただければ、自治会との情報共有も可能と考えておりますので、同意書を含め情報提供の方法につきまして

は、これから検討してまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○2番（山根 祐二君） ありがとうございます。民生委員や行政が持っている情報、この提供については、これからの検討課題ということも、今言われました。答弁の中でもありましたように、今回、個人情報保護法については、この運用について、厚生労働省から各部署に通知がされたわけであります。答弁の中にもありましたけれども、法律の解釈も少し変わってきたのではないかなというふうに感じます。つまり、個人情報保護法はありますけれども、個人情報の取り扱いについては、場合によっては、提供してもよいというような通達をしております。各部署にいろんな通達をされて、これからの対応も若干変わってくるのではないかと思います。

民生委員に対する情報の開示という面で、横浜市が高齢者を守れということで、民生委員に対して、個人情報を提供し、訪問事業を本格化していくというようなことに取り組んでおります。これは文面から察すると、行政が持っている情報を民生委員に積極的に提供して、地域での見守りを充実させていくというものではないかと思います。

横浜市が4月から、地域の民生委員に75歳以上の独居老人の個人情報を提供し、訪問してもらう事業を本格的に始めているといった記事があります。近所づき合いの希薄化などで各家庭の事情を把握しにくくなっている現状を改善すると。昨年12月からモデル実施をしており、効果などを検証する。日常の見守りだけでなく、災害時の迅速な支援も期待しているというような記事もございます。やはり、この災害時の対応という、その備えのためにも、こういったことは、今から必要になってくるのではないかと思います。

先ほど部長の答弁の中にも、これからそういった運用についても、研究をして、進めていくということを言われましたので、その辺、この取り扱いについては、本当に検討の必要があるのではないかと思いますから、個人情報の保護との兼ね合いを考えながら、進めていっていただきたいと思います。高齢者になりますと、今度は情報というものが、高齢者については、認知症の問題も出てきますので、地域の見守りということにつきましては、そういった問題も考えの中に入れて進めていく必要があるのではないかと思います。

2番目の高齢者単独世帯の安否確認ということで再質問をいたします。

配食サービス、これは自立者にも、要介護の方にも、要支援の方にも行っているということなんですが、今、配食サービスを行っている人数、その状況について、少し教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 現在、配食サービスを行っている人数の内訳と全体を

申し上げます。これは昨日の数字でございますが、要介護高齢者、これから、今は要支援とか、要介護の認定は受けていらっしゃるんですけども、予備軍のような位置づけの方々に対しては、19人。それから要支援の認定者の方が60人、要介護認定者の方が128人の合計207人の方に配食サービスを行っております。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○2番（山根 祐二君） ありがとうございます。状況は、まちまちだろうと思いますが、週に5回を限度としてというような取り決めもあるようで、特に、先に女性側が、女性の方が亡くなって、奥さんが亡くなった御主人とかいいますと、高齢者になって、食事の用意なども大変難しくなりますので、こういったサービスを利用でき、なおかつ、安否確認ということになれば、非常に役に立っているのではないかと、利用者も非常に多いようでございます。これからも、こういったサービスは充実していただきたいと思っております。

一方、要介護認定を受けていない単独世帯、高齢者という方については、なかなか、この数の把握も難しいと思っておりますけれども、要介護認定を受けてない高齢者についての調査、これはこういった形でされているのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） ただいま議員が御指摘されましたように、こちらの単独の調査というものはしておりません。しかし、要介護認定を受けていらっしゃいませんけれども、介護予防の必要な高齢者単独世帯だけを対象とした調査は行っていないんですけども、介護予防の必要な方をリストアップする、実は、2次予防事業対象者把握事業というものを実施しております。

この調査は単独世帯を含む高齢者となっておりますので、単独世帯高齢者を、その調査の中から抽出することは、介護予防の必要な独居の方々の人数及びその状況について把握するためには必要と思っておりますので、それは可能だと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○2番（山根 祐二君） わかりました。3番目の新聞配達員、電気、ガス、水道の検針員との連携についてでございますが、このライフラインの使用状況の異常、例えば、長期間、上水道の使用がない、新聞がたまっている、呼びかけに応じないなどの場合、そういった情報が行政に届くかどうかということでございますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 今、御質問のライフラインの事業所のほうから情報が届くかどうかということでございますが、現在、上下水道局からは、利用者の使用状況等に異常

があった場合は、人の生命に危険を及ぼすなどの心配もございますので、こういったケースについては、市部局のほうへ連絡をいただいております。先ほどの答弁でお答えしましたように、この電気、ガス等の公益事業者につきましては、秋口に全体の会議がございますので、そちらのほうでお願いをしてまいりたいと考えておりますし、新聞販売店や、そのほか郵便局にも、こういった国からの通知に基づきまして、要請をしてまいる所存でございます。

それから、通報窓口の、私ども一元化する必要があるのではないかと考えておりますが、現在は、それぞれ通報を受けた窓口で、連携して対応するといった形で対応しておりますが、このライフラインの事業者の方々から連絡を受けるということになりましたら、当然、窓口のほうも一本化するような形で検討してまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○2番（山根 祐二君） こういった事業者との協議というのも、先では考えられているようでございます。通達の中にも、このようにあります。生活に困窮された方に関する情報を地方自治体の福祉担当部局が適切に収集する観点から、改めて管内における電気、ガス等の事業者等との連絡・連携体制の実態を把握した上で、福祉部局との連携等にかかわる協力について、留意して事業者と連携を強化されたいというような通達もございますので、マスコミにいろいろ報道され、やはり、世の中の関心も高まっておりますので、こういった事業者との連携というのも必要になってくるのではないかと思います。

こういった孤立死防止、予防策でございますので、孤立死に至らないための施策をあらかじめ考えておくということは、我々必要なことではないかと思っておりますので、今回、質問に取り上げさせていただきました。こういったことに関して、本市で、こういった事故を起こさないように、知恵を結集して努めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

この項については以上で、次の質問に移ります。

公共交通について、お尋ねをいたします。

我が国の総人口は、平成16年をピークに減少を続けております。また、高齢化率、いわゆる総人口に占める65歳以上の人口の割合は、平成17年に20%を超え、推計人口によると、3年後には26%、13年後には30%を超え、3人に1人が高齢者になると予測されております。

山口県は全国に比べ高齢化率が高く、本市では、平成23年に25%を超えています。この問題は全国の自治体が同様に直面している問題でもあります。本市は大都市のように公共交通が充実しているわけではなく、自家用車による移動に大きく依存をしています。

しかしながら、高齢になれば、だれもが自分で自動車を運転できなくなるため、買い物や通院など、日常生活で不便を感じる場面が少なくありません。そこで、自家用車にかわる移動手段が必要になってきます。本議会におきましても、バス路線の充実や、コミュニティバス、デマンドタクシーなど、新たな公共交通システムの確立を求める質問が多くの議員から、たびたびされております。

さて、昨年12月のそれぞれの議員の質問、ありまして、この同様の質問に対して、徳山工業高等専門学校に、バス交通について研究をお願いしているとの御答弁がその際ありまして、このたび、その研究結果の報告がありました。この件については、先ほど木村議員の質問で種々お伺いをいたしました。防府市の場合、移動手段としては、自家用車に大きく依存しております。高齢になれば、足腰も衰え、なおさら車は手放せません。しかし、近年、高齢者の運転による交通事故が大変多く、社会問題となっているとも言えます。地方では、子どもが独立して、高齢者2人、電車もバスもなく、車がないと買い物や病院にも行けないという状況が多いのも、その背景の一つです。高齢者事故の特徴について、身体的機能の低下が自覚できていないため、それに起因して事故が目立つとの分析もあります。視界が狭くなり、安全確認が不十分であったり、標識の見落としが目立つほか、とっさの判断に時間がかかるなどが代表例であります。

防府市では、運転免許証自主返納支援事業を行っていますが、この免許証返納者の推移はいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、バス路線とは違った観点から質問をいたしますが、先月、福岡県八女市、予約型乗合タクシー事業を視察をしてまいりました。この八女市は広大な山間地域を抱え、全国平均を大きく上回る高齢化率29.5%が進む中、定住自立圏構想の柱の一つである地域公共交通の維持・確保を図るため、デマンド交通を導入しました。この新しい交通システムを活用し、交通空白地域の解消を図り、安全安心のまちづくりを支えていくというものです。

具体的には、市が予約受付・配車・運行管理業務を地元の商工会に委託し、車両運行業務をタクシー会社に委託するものです。利用する市民は、事前登録をして、1、予約センターへ電話予約する。2、予約センターからタクシーへ指示をする。3、タクシーが順番に利用者宅へ迎えに来る。4、それぞれの目的地へ送迎。この場合、利用料は片道300円です。

視察の中で、予約センターでの実際のオペレーターの対応を見させていただきました。電話受付と同時に、オペレーターのモニター画面に申込者の登録内容、自宅の地図が表示をされ、心通う会話の中で、最も効率のよい順路が瞬時に表示されておりました。この受

付からタクシー配車までの指示は、N T Tのデマンド交通システムが最も効率のよいコースを瞬時に選んでくれます。N T Tは全国50以上の自治体に納入実績があり、当初に比べ性能は向上し、価格は下がってきているそうです。何よりも八女市では多くの人が利用され、特に高齢者には大変喜ばれているとのことでした。

徳山高専の報告では、この地域の例では、久兼方面では、住居からバス停までの距離の最大は3.3キロ。久兼発防府駅行きは1日4便。3時間に1便。また、防府駅発山口市徳地行き路線は3本ありますが、地元の人からは、バス停が遠い、料金が高い、便数が少ないなどの声を聞きます。こういった声には、バス路線の見直しでは、対応できないのではないのでしょうか。地域を限定してでも、予約型乗合タクシーを直ちに導入してはいかがでしょうか。当局のお考えを伺います。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、高齢者運転免許証返納者人数の推移についてのお尋ねでございますが、議員御案内のとおり、少子高齢化社会の到来とともに、免許取得者に占める高齢ドライバーの割合が増加することは必然ではございますが、高齢者の事故率が高いことが交通安全を推進する上での課題となっております。

このようなことから、山口県警察では、高齢ドライバーによる交通事故の未然防止の一環として、「運転卒業証制度」を平成20年11月1日から実施されております。所管となる防府警察署に確認いたしましたところ、平成21年1月から12月まで1年間で149名、平成22年で221名、平成23年で195名が、本制度により、運転免許証を自主的に返納しておられるところでございます。

次に、予約型乗合タクシーの運行についてのお尋ねでしたが、議員御案内のように、予約型乗合タクシーとは、デマンドタクシーとも呼ばれており、地域の住民から予約があった区間だけを複数の利用者が乗り合いで利用するタクシーのことで、予約があったときだけ運行される交通体系でございます。基本的には、利用したい住民に利用登録を行っていただき、登録された方の予約に基づき、利用者の住宅から目的地までタクシーで送迎する仕組みとなっております。

市では、予約型乗合タクシーを既存の路線バスと競合するものではなく、すみ分け、補完できる有効な交通体系の一つであると考えております。今後、予約型乗合タクシーは、路線バスの代替手段として大いに注目され、新しい交通体系の導入に際しては、重要な候補の一つになるものと考えております。既に多くの自治体で導入実績がございまして、山

口県内においても、山口市や宇部市、美祢市で予約型乗合タクシーが運行されております。

先ほど木村議員へ御答弁申し上げましたように、周辺地域には新しい交通体系の導入を考えておりますので、議員御提案の予約型乗合タクシーにつきましても、選択肢の一つとして検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○2番（山根 祐二君） 運転免許証の返納者の人数について、149人、221人、195人という御答弁がございました。免許を返納された方々というのは、防府市のサービスとして、住基カードを希望者には作成しておるようでございますが、免許返納後の身分証明書、住基カード作成状況について、お尋ねをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 本市におきましては、免許証を返納していただきましたら、住基カードを無料で交付しておるわけでございますが、21年では、返納者に対して、60%となります90名、平成22年は78%となる173名、平成23年は返納者の83%となる161名に対して、住民基本台帳カードを無料で交付しております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○2番（山根 祐二君） 結構多くの方が作成されていると感じました。この免許返納者でございますが、年齢別、男女別内訳というのがわかりますでしょうか、わかれば、お知らせください。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） この集計につきましては、警察のほうでとっておられるんですが、年齢別につきましては、集計はなさっておりませんので、男女別だけ、数字はいただいております。平成23年度の返納者195名のうち男性が116名、比率が59.5%、女性が79名、40.5%でございました。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○2番（山根 祐二君） こういった免許を返納された方々、自家用車を運転していた人が免許を返納すると。それからは運転しないわけですけれども、その後、これらの方々は、こういった移動手段をとられているか。そういったことは、警察のほうでということでありますので、現状ではわからないのではないかと思いますけれども、こういった方々の状況を調べる。例えば、警察のほうに、返納の際に、市への報告あるいはアンケートの類をお

願いするというようなことはできないでしょうか。それをやるというのは、そういった方々が望む公共交通をつくっていく上で役に立つのではないかなと思うわけでございますが、そういった追跡調査と申しますか、その後の計画と申しますか、そういったことを調べる方法というのは、考えられないでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 公共交通にも関係しておりますので、実は企画政策課のほうから警察のほうにも、ちょっと御相談はしたみたいでございます。その中で、追跡調査というのは、なかなか難しいという御回答の中で、例えばでございますけれども、アンケート的なものをお渡しして、返納されて、次の交通手段は自転車でありますとか、あるいはバスになったかとか、そういったものを市のほうで用意していただければ、何らかの返信用もつけてお渡しした中でございますけれども、今後の協議によりましてけれども、可能ではないかというような、ちょっと概略ではございますが、そういった御返答をいただいております。

それと、今、徳山高専と、この生活バス路線につきましては共同研究しているわけでございまして、今年度、実は、木村議員の中でもお答えしましたが、アンケート調査を実施する予定にいたしております。これにつきましては、地域は、答弁でも申し上げましたように、小野と大道とあるいは牟礼とか、勝間とか、交通不便地域、空白地域と思われる地域に限定550程度ではございますけれども、可能な限り、この中で、例えば、運転免許証を持っていらっしゃるのか、それとも返納されたのかとか、そういったことを基本的調査の中に入れていけば、その返納されたというところに印がついておれば、その人が、例えば、個別の調査の中で、バスを主に使っているとか、自転車を主に使っているとか、徒歩とか、いろんな、一つですね、一つの、場所は限定されておりますけれども、方向性としては、少し参考になるデータにはなるのではないかなというようなことも、今、企画政策課のほうで詰めておるところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○2番（山根 祐二君） 先ほど、免許を返納した方への後々の交通手段についての聞き取りということで、アンケートのお話も出ましたけれども、結局、私がそれを言うのは、免許を返納された方がそれこそ公共交通、デマンドタクシーを必要とされる状況になるのではないかなというふうなことを懸念しております。警察署と余り負担になるようなアンケートをする必要もないかと思うんですけども、先ほど答弁の中で、平成23年度の住基カードの作成については、男性が116人、女性が79人の方が作成されてるというふうにありましたので……。これは返納者の男女別ということですね。

わかりました。そういった今後の状況がわかるようであれば、免許を返納された方々というのが、多いときに、平成21年、22年、23年と200人近い数字になっているわけで、そういった自分の持っている交通手段というのがなくなる方々が1年にこれだけ増えていくという状況でもございます。

先ほど市長は木村議員さんへの答弁の中で、交通不便地域については、デマンドタクシーなどの早期の実験的導入を考えていると。周辺地域の高齢者の移動を第一に考えているというようなお話もありましたので、こういった方々、免許返納者も含むと思いますので、こういった方々のことをぜひ第一義に考えて、年々、こういった方々が増えるわけですから、それほど、じっくりと時間をかけてというお話もありましたけれども、できるだけ早い対応ができればというふうに思います。

そして、次に、予約型乗合タクシーを運行化してはどうかということの中の答弁がありましたけれども、その中の答弁の中でも、多くの自治体で、既にデマンドタクシー事業を実施しているというようなお話がございました。アンケート調査も空白地域についてはされるようございますが、それと並行してでも、このデマンドタクシー事業を実施している先進地に対して、職員さんを派遣して、実際の状況を見ていただくと、評判を聞いていただくということは、非常に役に立つのではないかと考えるわけではありますが、こういったことを実施はできないでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 生活交通につきましては、大変重要な課題でございまして、これまでも、私も個人的にという形の中では、いろいろ広島県とか、視察にも行ったようなことはしております。その中で、今、おっしゃいましたようなデマンドタクシーにつきましては、答弁もいたしましたけれども、県内でかなりの、市のほうで実証、あるいは実行に移されている実績がございまして、そうしたことで、まずはそういった近隣といいますか、先行市のほうに職員が出向きまして、積極的に調査をしてまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○2番（山根 祐二君） ありがとうございます。そういった事例も数多くなったということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

スーパーなどの生鮮食料品店というのが、自宅から昨今、遠くなったわけでございますが、徒歩での買い物に不便を感じるという、いわゆる買い物弱者という方が全国で910万人以上になるそうでございます。農林水産省の調べでわかっているわけですが、自動車を持たず、最寄りの食料品店まで直線距離で500メートル以上あると。

500メートル以上あれば、道路の状況によっては、実際に歩く距離は1キロ以上になると、徒歩での買い物に不便を感じやすいと、こういった分析もございます。地方では特に郊外の大型店舗に集約されております。

防府市もその例ではないかと思えます。最寄りの商店は姿をだんだんと消していきまして、人口減少している現在の防府市におきましては、バス路線の再編、あるいはコミュニティバス、これも必要だろうとは思いますが、予約型乗合タクシーというのは、非常に現実的ではないかと思えます。ぜひ、早期の導入に向けて進められることを要望しておきます。

そこで、次の質問に入ります。

被災者支援システムについて、お尋ねをいたします。

被災者支援システムとは、御承知のとおり、地震や台風などの災害発生時における地方公共団体の業務をトータル的に支援できるシステムであります。阪神淡路大地震を経験した兵庫県西宮市において開発され、平成17年から全国の地方公共団体に無償で公開、提供されてまいりました。平成21年1月からは、総務省から全国の地方公共団体にCD-ROMによって配付をされております。

私は、平成23年6月議会、一般質問におきまして、この被災者支援システム導入をお願いしております。そのときの答弁では、「防府市のコンピュータシステムでは導入できない。諸問題を解決するため、導入している自治体の状況を調査する」とのことでした。

本年、執行部におかれましては、平成24年当初予算に被災者支援システムの導入を予算計上していただきました。災害時には必ず市民のためになるものと考えます。まずもって導入を決定していただいたことについて、感謝御礼申し上げます。速やかに導入完了され、備えていただきたいと思います。

さて、このシステム導入についてですが、1番目に、被災者支援システムを導入することとなった本市の経緯をお尋ねいたします。

2番目に、本システムを本市に導入する手順、また、現在での進捗状況をお聞かせください。

3番目、導入完了後の保守については、どのようにする計画か、お尋ねをいたします。

以上3点、御答弁をお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 被災者支援システムの導入に関する御質問にお答えをいたします。

まず、被災者支援システムの導入に至った経緯につきましてでございますけれども、昨

年の6月議会において、山根議員からも御質問をいただいたところでございます。東日本大震災のような大災害が発生し、市内全域が被災したような場合は、被災者の支援のため、避難所の管理・運営、緊急物資や仮設住宅の管理など、多数の業務に大量の事務処理が発生することが考えられますので、このシステムを導入することにより、情報を一元的に管理できるとともに、り災証明書の早期発行などの事務作業にも有効だと考えたからでございます。

このシステムは、兵庫県西宮市が独自に開発したものを国が全国の自治体へ配付しているもので、システムの利用については無償となっておりますけれども、システムの構築においては、当初、コンピュータのオペレーティングシステム、いわゆる基本ソフトでございますが、これをリナックスというソフトで構築する必要がございました。しかしながら、現在、本市におきましては、電算システムの再構築という作業に取りかかっておりまして、ここでサーバー化を進めております。こうした状況の中で、ウインドウズ上に仮想のリナックスを構築することが可能となりました。そうしたことで、今年度、予算計上し、構築することといたしたものでございます。

なお、このシステムの導入に当たり、調査いたしました県内の先進市におきましては、システムを導入したパソコン1台のみの稼働といった事例等もございましたけれども、我が市におきましては、それぞれの関係部署のほうでも作業ができるように、ネットワークの構築まで行おうとしているところでございます。

次に、システム導入に伴う進捗状況についてでございますが、導入におけるスケジュールにつきましては、サーバーの構築を8月に開始し、システム構築の完了につきましては、本年末12月ごろを予定いたしております。また、被災者支援システムの構築が完了した後、災害発生時における円滑な運用が行えるように、完了した後は、庁内の関係各課へ対する研修を行うこととしておりまして、あわせて、運用開始に伴う業務の見直しなども進めるとともに、市のホームページ、あるいは、市広報などでもお知らせする予定でございます。

最後に、導入後の保守につきましてでございますが、システムがバージョンアップされた場合には、そういったものへの対応が主なものとなってまいります。その都度、適切に対応することといたしております。そのほか、被災者支援システムの運営におきまして、必要となる住所データ等も適切にバックアップといたしますか、そういったものもデータ更新も含めて、しっかりと、していかなければならないこととなるような理解をいたしているところでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○2番（山根 祐二君） ありがとうございます。そういったシステムの問題が解決されて導入に至ったということで、大変よかったなというふうに感じております。12月末には完了して、その後、各部署での研修を行うということでございますが、これを導入した後、こういったシステムを導入したということは、市民に対しては、紹介をされるのでしょうか。もし、されるとするのであれば、どの時期に、こういった形でされる御予定でしょうか。教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） このシステムの市民の方への周知につきましては、ホームページとか、広報という、今、手法は御回答いたしました。そのほか出前講座、あるいは自主防災リーダーの研修会、毎年2月ごろにやっているわけですが、こういったところでも、いろいろ御紹介をしながら、まずは被災の状況があった場合には、今後、速やかな対応がとれるようなシステムを導入しましたということで、PRもしていきたいと、このように考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○2番（山根 祐二君） こういったシステムを導入されて、実際に災害時に役立つというのが一番重要なことですので、その運用について、研修なり、しっかり行っていただきまして、後々のバージョンアップも怠ることなくやっていただきまして、役立たせていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、2番、山根議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

お疲れさまでございました。

午後2時57分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年6月13日

防府市議会議長 安藤二郎

防府市議会議員 弘中正俊

防府市議会議員 大田雄二郎